
平成28年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成28年3月8日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成28年3月8日 午前8時58分開議

- 日程第1 議案第28号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第29号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第30号 吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第31号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第32号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第33号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第34号 吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第35号 吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第39号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第28号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第29号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第30号 吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第31号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第32号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第33号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第34号 吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第35号 吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第39号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算

出席議員（11名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	谷 みどり君

午前８時５８分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は１１人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第１．議案第２８号

○議長（安永 友行君） 日程第１、議案第２８号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それではまた、よろしくお願ひしたいというように思っております。

議案第２８号でございます。吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例（平成１７年吉賀町条例第１２９号）の一部を別紙のとおり改正する。平成２８年３月７日提出、吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、所管しております税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうからの説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） おはようございます。

それでは、議案第28号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料は、25ページをお開きいただきたいと思います。

今回、この条例を改正提案したことでありますが、家庭から臨時的かつ多量に排出される廃棄物について、決められた収集期日及び収集場所に排出することが困難かつみずからリサイクルプラザへの搬入が困難という相談に対応するために、条例を改正したいということであります。

第4条の第4項において追加した部分でありますが、臨時的かつ多量なごみの搬出について、そういった処分をしたい場合に、事前に役場に相談をしてもらうという項を追加いたしました。

そして、第5条の第1項第3号のところでありますが、これについては、独居老人等で、ごみの処分が不可能かつ運ぶ手段もないというような相談も結構あります。そういった方については、運搬費用の2分の1の補助をしたいという考え方であります。

主にその2点が大きな改正でありまして、近年、空き家の整理とか、都会におられる方が帰ってきて運ぶ手段がないというような相談をかなり受けます。また、シルバー人材センターの方に片づけをお願いして、その片づけたごみをどうしたらいいかというような相談も受けているところです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、他人のごみを運ぶことが不可能になっておりまして、現在、シルバー人材センター等の場合は行政の委託事業的な考え方で、関係者が同乗している場合において、リサイクルプラザへの搬入を、かなりグレーな部分があるわけですが、認めているような場合があります。こういった部分において、やはり法令遵守といった面から、町の指定といいますか、委託業者において、そういった運搬ができるような仕組みを考えていきたいということが今回の改正の主な内容であると。以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 1点お伺いします。この条例改正の関連ということなのですが、可燃物の週2回というのは、予定どおり、来月の4月1日からの実施なんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この条例には、特に関係はないわけですが、3回のところを週2回に変える、変えるといいますか、変更する方向で4月1日から収集体制を整えているところであります。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） なかなか粗大ごみを自分で持って行けない人への対応であるというふうに思いますが、結局、この条例を施行することによって、委託した業者に行わせるという御説明でしたけども、現状において、この委託した業者というのは、その中にシルバー人材センターは入るのか、それから今、現に収集運搬を契約をしている業者が、この委託した業者となるという理解でいいのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これについては、4 月 1 日から、また委託するわけですが、その業者になります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中では、一般廃棄物について市町村から許可を受けた業者及び委託した業者が運搬することができるようになっておりまして、シルバー人材センターについては、そういった運搬をすることはできないというように思っておりまして、うちが委託契約を結ぶ業者ということになっております。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） この条例ではそのようになりますが、先ほど非常にグレーな部分であるということで、例えば自分のものを出したい方が、自分で車を持っていないから願いますという形で、その家の方も同乗して運搬、持ち込みをするということはやむを得ない方法として行ってもよいというふうに理解をしいのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 基本的にはシルバー人材センターの車で運ぶことは法的にはちょっと問題がありますので、今回、条例整備しましたので、自分で運べない方については委託業者へのあっせんといいますか、そういった対応をしていきたいということになります。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） といいますと、シルバー人材センターで行うというようなことは、今後においては、今後というか施行後ですが、基本的にはしないというふうにお聞きをしました。その場合に、今の費用の負担のことがこのたびの条例でも出ておりますが、おおむねどのような費用が、いわゆるごみを出したい側としてどれだけの費用が発生をするのか、特に粗大ごみの場合、どの程度の費用負担が発生すると見込んでいるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これについては委託業者からの請求になると思うんですが、既に幾らかそういった部分が出ておりまして、2 トン車等で運ぶ場合、5 万円から 7 万円くらいの、1 回が、運賃がかかっているというふうに思っておりますので、その部分の負担についてはそういったごみを出される方が負担していただくと、こういうふうになるというふうに思っております。

す。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。（ ） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第１、議案第２８号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第２．議案第２９号

○議長（安永 友行君） 日程第２、議案第２９号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第２９号でございます。

吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について。吉賀町営住宅条例（平成１７年吉賀町条例第１６７号）の一部を別紙のとおり改正する。平成２８年３月７日提出、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、担当いたしております税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、引き続きまして議案第２９号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、２６ページになっております。この条例は、本文中、第９条、第２９条において過誤が判明いたしましたので、今議会におきまして修正をさせていただくといった部分と、別表において、取り壊しを行った新柳原住宅の記載を削除し、建築したとびのこ山団地を追加するという改正であります。修正した部分については、寡婦でありましたが、寡婦または寡夫ということになります。

それから、法の第９条であります。令第９条の誤りであったということでありまして、これについては条例をつくる上での単純なミスだったというふうに思っております。大変申しわけないと思っておりますが、本議会において修正をさせていただきたいということであります。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第２、議案第２９号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第 3. 議案第 3 0 号

○議長（安永 友行君） 日程第 3、議案第 3 0 号吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第 3 0 号吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について。吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例（平成 1 7 年吉賀町条例第 1 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 2 8 年 3 月 7 日提出、吉賀町長中谷勝。

参考資料の 2 7 ページをお開きいただけたらと思うんですけど、これの任期につきましては、始期が現行の場合は書いてございません。終期は完成までということですが、改正後につきましては、委嘱の日からというのを入れまして、始期、終期をきちんとしたということでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についての詳細説明は行いません。

提案理由の説明がただいま終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第 3、議案第 3 0 号吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第 4. 議案第 3 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 4、議案第 3 1 号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第 3 1 号でございます。吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年吉賀町条例第 2 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 2 8 年 3 月 7 日提出、吉賀町長中谷勝。

この事業につきましては、本町では他町村に先駆けて 1 年前倒しでやりたいということがございますので、いわゆる年月日でございますけれども、これを 1 年前に、「2 9 年 3 月 3 1 日」とあるものを「2 8 年 3 月 3 1 日」、「2 9 年 4 月 1 日」とありますものを「2 8 年 4 月 1 日」に改めるということ、また「3 0 年 3 月 3 1 日」を「2 9 年 3 月 3 1 日」、「3 0 年 4 月 1 日」を「2 9 年 4 月」というように、この一部を改正する条例のまた一部を、1 年前倒しの日にちに变

えさせていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありません。

提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第4、議案第31号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第5. 議案第32号

日程第6. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第32号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第33号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、2議案一括ということでございます。

議案第32号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年3月7日提出、吉賀町長。

議案第33号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成24年吉賀町条例第35号）を別紙のとおり改正する。平成28年3月7日提出、吉賀町長。

これにつきましては、担当いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、ただいま上程されております議案第32号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、まず御説明を申し上げたいというふうに思います。

参考資料で申し上げれば29ページになりますので、よろしくお願いします。

このたびの条例改正は、平成28年4月1日施行予定の改正介護保険法において、小規模な通所介護事業所、具体的に申し上げればデイサービスなんですけども、このデイサービスの18名以下の事業所、いわゆる小規模の事業所、現在25名以上が一般的なデイサービスの基準なんですけど、これの18名以下の事業所については、地域密着型サービスに位置づけられることになりました。ということで、従来は県の指定を受けていたわけなんですけども、指定地域密着型につきましては、平成24年に町で条例を設置をして、町で基準等を定めて指定をするということになりましたので、このたびのこの法改正に基づいて、町の条例の中にこの通所介護事業所の規定を盛り込むということで、準則に基づきまして内容に、その条例の中に盛り込みました。

条例改正の内容について、大きく3点ありますので、まず申し上げますと、まず1点目として、条ずれが生じておりますので、それに対応するものが随分あります。

それから、2点目としまして、文言の改正、読みかえ等が国においてなされておりますので、そのことがあります。

それから、3点目として、冒頭申し上げました第4章の地域密着型通所介護事業所についての基準を定めるというものでございまして、29ページからの資料を見ていただいたらおわかりになりますように、大変に長い条例改正になっておりますので、大事なところだけかいつまんで、条ずれでありますとか、それから文言の改正等につきましては、これはもう上位法によって定められておりますものですから、説明は割愛をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議会資料の29ページをお開きください。左側が現行条例で右側が改正条例になるわけなんですけども、見ていただいたらわかりますように、目次の部分で申し上げれば、まず第4章が第3章の後、夜間対応型訪問介護の後につけ加えられておりまして、めくっていただきまして30ページ、第4章の認知症対応型通所介護が、改正条例では第5章認知症対応型通所介護になっておりますので、ここで、もう既に条ずれが発生しておりますので、章から節、それから内容につきまして、全て条ずれがずっと発生しております。それについては30ページ、31ページ、32ページ、33ページの空欄のところまでが条ずれ等に対応するものでございまして、33ページの右側、第4章が地域密着型通所介護、ここからが新たに挿入されたものです。

まず、第1節の第60条として基本方針がうたっております。これは、通所介護の内容について明記されてあるものですけれども、こういったことをやるということです。それから、人員に関する基準がうたっております。これは、設備に対する人員配置の数がここでうたっております。それから、34ページ、35ページはそういった人員の種別がうたっております。それから、36ページの第3節のところなんですけども、設備に関する基準ですが、そういった小規模の指定通所介護にはこういったものを備えなければいけないということで設備及び備品等、それから

食堂及び機能訓練室等を備えてくださいということになっております。３７ページも同様に、３７ページの中段、第４節には運営に関する基準等が載せてあります。３８ページ、３９ページも同様に、そういった内容のものが入っております。

４４ページになりますが、４４ページは第５節としまして、指定通所介護と同様の施設として指定療養通所介護が入ってます。指定療養通所介護は、これは少し医療度の高い方について、日中サービスとして、通所系のサービスの中でこういった方々についても対応してくださいということで新たに挿入されてきたものです。

これにつきましても４５ページで、第３款施設に関する基準以降、同様のものが順次条例の中にうたい込んであります。これも、従来の平成２４年に出しました通所介護でありますとか、認知症対応型の施設であります生活介護の施設でありますとか、小規模多機能でありますとか、そういったものと条例のつくりは構造上は全く変わりはありませんので、それぞれの逐条の内容につきましましては割愛させていただきまして、国の出している準則を、そのままここに載せさせていただいたということで御理解をいただいたらというふうに思います。

議案第３２号につきましては以上で説明を終了いたしまして、議案第３３号に移りたいというふうに思います。

議案第３３号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行いたいと思います。

このたびの条例改正につきましても、第３２号と同じでございまして、上位法であります改正介護保険法の改正に伴いまして、当該条例の改正の必要が生じたために対応するというものでございます。

資料は７１ページをお開きください。

まず、このたびの条例改正は介護予防認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために、事業所において運営推進会議を設置しなければならないということになりました。そのことに対応するために運営推進会議の基準なり、それから設置の方法について条例の中に盛り込むというものでございます。

この条例も大変長いものでございまして、上位法の改正に基づいて、大きく３つに分けられます。先ほど申し上げましたように、条ずれに対応するもの、それから読みかえ規定、文言の変更等に対応するもの、それから先ほど申し上げました介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置の部分を盛り込んだものです。最初の２点につきましては、３２号と同様ですので説明は割愛をさせていただきまして、推進会議について申し上げたいというふうに思います。

資料の７１ページからは、これは条ずれなり上位法が変わったことによって変わった部分です

ので割愛をさせていただきまして、74ページになります。38条の中に新たに地域との連携ということで指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は云々がありまして、最後のほうの2項の上段のところ、「運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない」ということで、設置義務となりましたので、新たにこれを追加するというごさいます。

めくっていただきまして、77ページになりますが、77ページでは第62条が削除になりました。これはどういったことかといいますと、ここでの地域連携がうたっているのは、この部分は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者について地域との連携をうたわなければいけないということなんですけれども、この地域との連携は、先ほどの挿入のようにあちらこちらに随分ありまして、これが条例の幅を、サイズを大きくしているということになってますので、これをまず削除をします。削除をして、めくっていただきまして、80ページの右側に86条の準用というところがありますが、この中で第38条、それからアンダーライン、第39条とあります。第39条を準用の中に入れ込むことによって、それぞれの章立てになっている運営推進会議を置かなければいけない部分については、この条例で準用することによって、推進会議の条例を、その中に条文を盛り込む必要がなくなったということで、条例を全体的にスモールダウンしていくと、小さくしていくということになりましたので、小規模多機能型については運営推進会議の条文そのものはなくなったけれども、86条で新たに39条を入れ込むことによって準用されるので、当然、推進会議を置かなければいけないという、そういう条例上のつくりになっています。

ということで、大変長いんですが、32号も33号も、そういった改正介護保険法に基づいて私どもの条例を改正するというものでございます。

以上です。説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 細々した部分もよけいあるんですが、この条例の改正をすることによって、何がどう変わるのかという部分を、ちょっと具体的な事例をもって御説明を願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） まず、地域密着型につきましては、全ての権限が私どもにありますので、それ以外、例えば特養で考えていただいたらわかると思うんですけども、特養でいいますと、30床部分は県が入ってきて指導監査とか技術的助言はします。20床の地域密着型の部分については我々が行って、そこでいろんなことをします。やることは同じなんですけども、やはり地域密着型という部分はある程度、地元の方がその中に入り込んでいますので、住民の方々のそういった気持ちであるとか、それから家族との関係性、そういったものが地域密着型以

外のよりも濃いですから、そういった部分で運営推進会議をきちんとつくって利用者の意見が反映されなければいけないだろうし、それから虐待とか、さまざまなソーシャルワーク上での問題を未然に防ぐという意味でも、そういった会議をきちんとつくって透明性を図ってくださいということが国の趣旨でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第5、議案第32号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第33号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第7. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第34号吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第34号でございます。吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について。吉賀町一時保育事業実施条例（平成17年吉賀町条例第109号）を別紙のとおり廃止する。平成28年3月7日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、担当いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、続きまして吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例につきまして、詳細説明を行いたいというふうに思います。

この条例は平成17年の10月1日合併時に制定されたものですが、本来、昨年3月議会に廃止条例として提案をしなければならなかったものを、我々の事務の不手際によりまして、今回廃止をさせていただいて、新たに実施要綱で推進するというような格好になりました。まず、この点につきまして、担当課長として不手際をおわびを申し上げたいというふうに思います。失礼しました。

条例ですけれども、もともとの条例は平成17年10月1日に児童福祉法に基づいて、国の実施要綱に基づいて市町村の補助事業としてやっておりましたから、むしろ条例というよりも実施

要綱とか要領とか、そういったもので指示しなければいけなかったのが本来の筋だったんですけども、それが条例化をされてしまったということがございます。今回、この条例を廃止をさせていただいて、新たに平成27年の4月の1日に吉賀町一時預かり事業実施要綱として、11月の20日に既に要綱を公布させていただいて運用をしておりますので、事実上は何ら問題はないんですけども、同様の制度ですし問題はないんですが、そういった例規上での整理をさせていただいたということでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第7、議案第34号吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第35号吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、昨日、補正予算で御質問等が出ておりました歯科診療所の廃止についての条例です。

議案第35号吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について。吉賀町歯科診療所条例（平成17年吉賀町条例第128号）を別紙のとおり廃止する。平成28年3月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きいただきたいというふうに思っております。吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例、吉賀町歯科診療所条例（平成17年吉賀町条例第128号）は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明はありません。

提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この歯科診療所の現況について、ちょっと詳細を、中の状況、設備とかいうのが撤去されているのかどうかという詳細がわかりましたら、お願いします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

全て、もう一般備品につきましては、前回は会議で報告をさせていただきましたけれども、不燃物処理場のほうに私どものほうで持って行きました。それから、医療機器等につきましては、これは、本日、たまたま本日なんですけれども来ておりまして、それから別の業者も来ておりまして、本日運搬をするということになります。ただ、備え付け備品がございますので、これは我々の手ではどうにもならないものがございます。例えば、建具が一体型になってるものがございしますので、そういったものについては中に入っておりますが、一応本日をもって中の備品は全て廃棄をするということで、言わば、がらんどうになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第8、議案第35号吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第9. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第36号でございます。平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算。

平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,385万5,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、第1表歳入歳出予算による。平成28年3月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1財産収入項1財産運用収入6,000円、款3繰入金項1基金繰入金900万円、項2他会計繰入金8万9,000円、款5諸収入項1貸付金元利収入476万円、歳入合計が1,385万5,000円でございます。

これに相対します支出でございます。款1総務費項1総務管理費1,385万5,000円、歳出の合計も1,385万5,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の詳細説明をします。

まず、7ページの給与費明細書をお開きいただきたいと思います。その他の特別職ということで、興学資金審査会委員4名分7万7,000円の報酬でございます。前年度に比べて2万5,000円の減ですが、前年度4回分見ておりましたけれども、今年度は3回分の開催経費ということで、1回分2万5,000円減となっております。

戻っていただきまして、6ページが歳出の予算でございます。この興学資金特別会計は歳入と歳出がほとんど連動してますので、歳入もあわせて説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳出の款1総務費項1総務管理費目1一般管理費の001各種委員費で、興学審査会委員の報酬と費用弁償でございます。8万9,000円。これにつきましては、財源は5ページのところの款の3繰入金、他会計繰入金の一般会計からの繰入金8万9,000円を充てます。

続きまして、歳出の003の貸付金、興学資金基金の貸付金25名分900万円ですが、これにつきましては、歳入のほうの款の3繰入金、基金からの繰入金900万円を充てます。

歳出に戻っていただきまして、目の2財産管理費ですが、基金積立金、興学資金基金積立金476万6,000円。これにつきましては、歳入で見いただきますと、款1の財産収入の利子及び配当金6,000円と5の諸収入、貸付金元利収入、現年度分と滞納分468万円と8万円、この3つを合わせまして476万6,000円を基金に積み立てるというものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、日程第9、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第37号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議題となりました議案第37号でございます。平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算。

平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億4,586万2,000円

と定める。２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成２８年３月７日提出、吉賀町長中谷勝。

１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算、歳入、款１国民健康保険税項１国民健康保険税１億１，４２８万９，０００円、款２使用料及び手数料項１手数料７万６，０００円、款３国庫支出金項１国庫負担金１億１，３７７万６，０００円、項２国庫補助金５，３９７万３，０００円、款４療養給付費等交付金項１療養給付費等交付金２，７５８万６，０００円、款５前期高齢者交付金項１前期高齢者交付金３億１，３８４万１，０００円、款８県支出金項１県負担金８６４万２，０００円、款２県補助金２，００３万円、款７共同事業交付金項１共同事業交付金１億６，２５２万円、款８財産収入項１財産運用収入１万８，０００円、款９繰入金項１他会計繰入金が１億３，０９４万２，０００円、款１０繰越金項１繰越金１，０００円、款１１諸収入項１延滞金加算金及び過料３，０００円、項２雑入１６万５，０００円、歳入の合計が９億４，５８６万２，０００円でございます。

歳出でございます。款１総務費項１総務管理費１，７８６万３，０００円、項２徴税費２１万６，０００円、項３運営協議会費２９万９，０００円、款２保険給付費項１療養諸費５億１，１１８万７，０００円、項２高額療養費５，６２９万９，０００円、項３移送費１０万円、項４出産育児諸費１２６万円、項５葬祭諸費６０万円、款３後期高齢者支援金等項１後期高齢者支援金等９，５６５万４，０００円、款４前期高齢者納付金等項１前期高齢者納付金等６万２，０００円、款５老人保健拠出金項１老人保健拠出金５，０００円、款６介護納付金項１介護納付金３，４１９万１，０００円、款７共同事業拠出金項１共同事業拠出金２億１，３６４万４，０００円、款８保健事業費項１保健事業費４３万５，０００円、項２特定健康診査等事業費７５１万５，０００円、款９基金積立金項１基金積立金１万８，０００円、款１０諸支出金項１償還金及び還付加算金５１万４，０００円、款１１予備費項１予備費６００万円、歳出の合計が９億４，５８６万２，０００円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管しております保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第３７号平成２８年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、詳細説明を行います。

まず最初に、平成28年度予算の特徴点につきまして、3点にまとめて御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点目ですけれども、国保の被保険者数と保険税の関係ですけれども、予算編成時点、平成27年の12月期を昨年ベースで比較をしますと、被保険者は一昨年が1,677人、27年の12月期が1,650人、27人の減ということで約1.6%の被保険者の減少となっています。このことと町民所得の減少が影響しておりまして、対前年度比で保険税は7%の減少となっております。

続きまして第2点目ですけれども、ここ数年間の保険給付費の動向を申し上げたいというふうに思います。平成25年度が6億2,900万円、平成26年度が5億6,000万円、平成27年度の見込みですけれども5億7,000万円くらいになるんじゃないかなというふうに思っています。対前年度比で申し上げれば、本年度は1.7%の微増となっております。若干の上昇となっておりますけれども、横ばいというふうに考えれば、被保険者の減少と健康づくり、医療、介護全般を通じての予防的な取り組みの効果があらわれているのではないかなというふうに私どもは考えております。

ただ一方で、栄養状態の改善や健康寿命の延伸によって高齢期に重篤な疾病にかかった場合、健康度が増していることによって外科的手術に耐える体力が随分あります。このことによって、高額な医療費を伴うような外科的な治療を選択する高齢者が増加傾向にありまして、1人当たりの医療費を一昨年ベースとことしで申し上げれば、一昨年は39万5,000円でしたが、ことし40万9,000円へと上昇しております。したがって、これを押しなべて申し上げれば、やはりそういった高額な医療費を伴う外科的な手術が近年、増加傾向にあるというふうに見てとれるというふうに思います。高額なレセプトも実際に来ております。

それから3点目ですけれども、健診の問題です。生涯を通じて健康で健やかに過ごすことは町民誰もが願うことでありまして、来年度も引き続き健診事業を強化する予算となっております。健診の受診者率を申し上げれば、26年度が47%ということで、国県が推奨している40%を、吉賀町は、やっと26年度に超えることができました。これは県下で7位の数字でございます。平成27年度も、現在のところ45%を超えているんですけれども、46とか47にいくんじゃないかなというふうには思っておりますので、この2年間、個人推奨してきたり、いろんなことで健診の推奨をしてきたんですけれども、かかりつけ医の先生方、それから現場での看護師さん、それから保健福祉課の介護予防・健康づくりのスタッフには労をねぎらいたいというふうに思います。

それでは、予算書のほうの説明に入りたいというふうに思います。歳出の13ページをお開きくださいませ。

総務管理費の一般管理費ですけれども、職員人件費、これは2名分を計上してございます。それから、2の連合会負担金、これは国保連合会で共同事務をいろいろやっています。共同電算処理の委託料80万3,000円、以下そういった経費を計上してございます。

続きまして、総務費、徴税費、賦課徴収費につきましては、徴収旅費、通信運搬費等21万6,000円を計上してございます。運営協議会経費は29万9,000円を計上しております。

続きまして、保険給付費ですが、一般被保険者の療養給付費として4億8,352万8,000円を計上しております。退職の被保険者の療養給付費ですが、2,435万1,000円を計上しております。一般被保険者の療養費ですけれども、これはコルセットやそういったものですが、132万5,000円、退職の被保険者の療養費は2万4,000円、これも補装具等です。審査支払手数料につきましては、195万9,000円を計上しております。

めくっていただきまして、高額療養費ですけれども、一般保険者の高額療養費は5,320万円、退職の高額は296万9,000円、一般被保険者の介護合算ですけれども、これは医療費と介護とを両方支払っている方々につきましては、合算した場合にはある程度が返ってくるというそういう制度ですけれども、これは8万円、退職の方々については5万円を計上しております。移送費につきましては、一般の保険者の移送費が5万円、退職者の方が5万円を計上しております。

めくっていただきまして、出産育児一時金でございますけれども、126万円を計上しております。26年度が出生数が32名でした。27年度は43名を今、見込んでおりますけれども、これは出産予定日が3月31日までの方を一応見込んでおりまして、今40名ですから、何とかもう少し出産をしていただければいいのかなと、予定日の問題がありますので何とも言えないんですけれども。やっと7年目にして30人台から40人台へと回復したので、これも朗報ではないかなというふうに思っております。

保険給付費につきましては、葬祭諸費で60万円を計上しております。2万5,000円掛ける24人分を計上しておりまして、26年度の実績は20件で50万円を支払っております。27年度は13人分を今支払っております。

次に、後期高齢者支援金ですけれども9,564万8,000円、ほぼ昨年と同様ですけれども、こういった金額を計上しております。後期高齢者事務拠出金につきましては6,000円、前期高齢者納付金につきましては5万5,000円。この前期と後期の違いですけれども、後期のほうが少し多いということでたくさんのお金を支払うという、そういう仕組みになってます。

17ページめくっていただきまして、老人保健の拠出金が5,000円、介護納付金ですけれども、これは40歳から65歳の方の国保に加入しておられる方の2号被保険者の介護保険料分です。これを3,419万1,000円計上しております。

共同事業拠出金ですけれども、これは高額医療費の共同事業の拠出金ですけれども3,037万3,000円を計上しております。

続きまして、共同事業の拠出金ですが、003のその他共同事業拠出金は退職者の医療リスト1,000円、それから保険財政共同安定化事業として1億8,321万4,000円、保険財政共同安定化事業拠出金としまして5万6,000円を計上しております。

続きまして、保健事業ですけれども、医療費通知事業として43万5,000円、保健事業費の特定健診の事業費として751万5,000円、内容は臨時雇用賃金、お医者さんの謝礼等々でございます。

めくっていただきまして19ページですけれども、基金の積立金としまして1万8,000円を計上しております。諸支出金ですけれども、一般被保険者の保険税還付金として41万円、退職の被保険者の還付金として10万円、償還金としまして国庫支出金療養給付費交付金償還金は確定しないとわからないんですけど、とりあえず科目設置として2,000円を計上しております。

同様に還付加算金、めくっていただきまして20ページですが、1,000円、退職の被保険者の加算金を1,000円、予備費が600万円ということになっております。

次に歳入ですけれども、7ページをお開きください。

国民健康保険税、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税ですが、医療費、医療給付費現年度分として7,620万円、以下、医療費給付費対応繰越分として164万9,000円、介護納付金の現年度課税分として892万4,000円、介護納付金滞納繰越分として33万9,000円、後期高齢者支援金の現年課税分として2,043万6,000円、後期高齢者支援金滞納繰越分として37万3,000円を予定をしております。

次が、目が退職になりますけれども、内容は今のような格好で課税をしておりますので、金額のみ申し上げます。医療費の現年課税分が388万3,000円、同様に下りまして9万3,000円、介護129万9,000円、3万円、103万2,000円ということになります。

めくっていただきまして、後期高齢者の滞納繰り越しが2万5,000円ということでございます。使用料及び手数料につきましては1,000円、督促手数料は7万5,000円を予定をしております。

国庫支出金ですけれども、療養給付費負担金につきましては、療養費分としまして6,487万2,000円、介護納付金負担金としまして1,094万1,000円、後期高齢者支援金として2,932万1,000円が国から入ってくるということになっております。

高額医療費の共同事業の負担金ですが、これにつきましては、一旦、市町村から入ったものを国保連合会でプールして、またこちらにキックバックをされるものですが、759万3,000円を予定をしております。

特定健診の負担金ですけれども、これにつきましては104万9,000円を予定をしております。

国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金ですが、これは5,381万8,000円、これは2割軽減、5割軽減、7割軽減の軽減した部分の国から補填をしていただける、そういった保険税部分でございます。

めくっていただきまして、9ページの特別調整交付金につきましては、ジェネリック等のそういう事務に対する調整交付金でございます。療養給付費等交付金の療養給付等交付金ですが、これは現年度分療養給付費交付金として、支払基金から入ってくるものでございます。

前期高齢者交付金ですけれども、これは3億1,348万1,000円を予定をしております、前期高齢者が被保険者の中に占める割合が多い市町村、半分より多い市町村は多くもらえるし、半分より少ないところは、逆に出すほうが多くなるという仕組みになってまして、吉賀町の場合はやはり高齢化率が高いですから、前期高齢者交付金を若い方々からたくさんいただけるという、そういう仕組みになってます。

県支出金、県負担金、高額療養費共同事業負担金、これは高額についての共同事業に対する県の負担分でございます759万3,000円、それから特定健診負担金として104万9,000円が入ってきます。この104万9,000円は、8ページの国庫負担金と同様で4分の1ずつが入ってきます。

めくっていただきまして10ページですけれども、普通調整交付金、これは保険料部分に対する2割軽減部分の県の負担部分として入ってきます、1,987万5,000円が入ってきます。

それから、特別調整交付金の県部分ですが、これは国と同様の金額ですが、負担率が同様ですけれども、ジェネリック等に対する県の負担分でございます。

共同事業交付金ですけれども、高額医療費共同事業交付金は、高額の部分を一旦、国保連合会でプールをしますが、それに対する歳入部分として1,620万4,000円が入ってきます。保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1円以上の医療費は全て、27年度からプールをされることになりました。これは平成30年度の都道府県一元化を見越しての前段の作業でございますけれども、それが1億4,631万6,000円入ってきますから、市町村の財政は若干は楽になってきているというふうに言えます。

財産収入は、国民健康保険の基金利子で1万8,000円を予定をしております。他会計繰入金としましては、保険基盤安定繰入金としまして3,781万5,000円を一般会計から繰り入れることになっております。それから、職員給与費としては1,432万2,000円、その他の事務費として390万1,000円、出産育児一時金としまして84万円、財政安定化支援事業の繰入金として1,309万8,000円、国庫支出金の地単波及増カット分ですけれども、これが

８６万円。これは毎年の同様の金額でございます。法定外の繰り入れが６，０１０万６，０００円になりますけれども、一応予算ベースで療養給付費等々の部分で足りない部分は６，０００万円を予定をしております、２８年度決算をしてみないとわからないんですけども、一応予算上では、一般会計から６，０００万円のお金をいただかないと国保財政が舞えないというような状況になってます。

繰越金につきましては１，０００円でございます。

諸収入につきましては、一般被保険者の延滞金１，０００円、退職被保険者の延滞金１，０００円、過料が１，０００円、一般被保険者の第三者納付金が１０万円、退職被保険者の納付金が１万円、一般被保険者の返納金が１，０００円、続いて１，０００円、雑入が指定公費１割負担の受入金として５万２，０００円を予定しております。

以上で詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、質疑は後ほどにし、ここで休憩します。１０分間。

午前１０時１１分休憩

.....

午前１０時２１分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第３７号についての質疑が残っております。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、日程第１０、議案第３７号平成２８年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

----- . ----- . -----

日程第１１、議案第３８号

○議長（安永 友行君） 日程第１１、議案第３８号平成２８年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第３８号の平成２８年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成２８年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９，８７４万３，０００円と定める。２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

1ページお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1後期高齢者医療保険料項1後期高齢者医療保険料4,622万9,000円、款2使用料及び手数料項1手数料8,000円、款4繰入金項1一般会計繰入金5,105万5,000円、款5繰越金項1繰越金1,000円、款6諸収入項1延滞金、加算金及び過料3,000円、項2償還金及び還付加算金19万9,000円、項5雑入124万8,000円、歳入の合計が9,874万3,000円でございます。

1ページお開きいただきまして、歳出でございます。款1総務費項1総務管理費1,136万3,000円、項2徴収費9万4,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連合納付金8,705万4,000円、款3諸支出金項1償還金及び還付加算金20万円、款4予備費項1予備費3万2,000円、歳出の合計が9,874万3,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうから詳細を御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第38号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきまして、詳細説明を行います。

まず、後期高齢者医療会計の特徴を簡略に申し上げます。

毎年、申し上げておるところですけれども、後期医療会計は、制度体系が国保、介護と異なり、市町村で行う事務は保険料の賦課徴収のみでありまして、その保険料は県広域連合に全額納付するといういわゆるトンネル会計であります。したがって、非常に簡略な会計になっております。この2点が、国保、介護と大きく異なる点であります。

予算書の歳出、7ページをお開きくださいませ。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費ですが、これは職員1名分の人件費でございまして、全体で1,136万3,000円を計上してございます。徴収費につきましては、昨年と同様ですので、徴収費につきましては割愛させていただきます。

款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、003としまして8,705万4,000円を計上してございます。これは県に保険料として納めるものでございます。

めくっていただきまして、8ページでございますが、諸支出金につきましては、昨年同様でございます。予備費につきましては3万2,000円を計上してございます。

歳入ですけれども、5ページをお開きくださいませ。

まず、現年度分としまして3,929万8,000円、普通徴収保険料としまして689万8,000円で、上段の部分は年金特徴から引き落とし、下の部分は普通納付で納めていただくというものでございます。滞納繰越分は3万3,000円、合計で一番左の数字になりますが、

4,622万9,000円になります。証明料及び手数料につきましては、昨年と同様で、督促手数料は若干減っておりますが、こういう金額を計上しております。

繰入金でございますけれども、まず事務費繰入金につきましては109万5,000円を繰り入れることとしております。保険基盤安定繰入金につきましては4,082万3,000円、これは市町村が負担しなければいけない後期高齢者の保険料部分ですけども、これが4,082万3,000円。この4,082万3,000円とその上段の4,622万9,000円を合算しますと8,705万2,000円になるんですが、これが歳出のほうの、はねていただきまして、7ページの後期高齢者連合に納付する8,705万4,000円と突合すると、端数がございすが突合すると、そういう会計になっております。

あとは職員給与費等の、また5ページに戻っていただきまして、職員給与費の繰入金が913万7,000円、以下繰越金、延滞金、加算金及び過料、それから償還金及び還付加算金、雑入等々を、ほぼ昨年と同様の金額を計上してございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第11、議案第38号平成28年度後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第39号の御説明を申し上げます。平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算。

平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,083万6,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平

成28年3月7日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算、歳入、款1保険料項1介護保険料1億4,956万9,000円、款2使用料及び手数料項1手数料1万1,000円、款3国庫支出金項1国庫負担金1億6,139万3,000円、項2国庫補助金1億866万1,000円、款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億7,243万5,000円、款5県支出金項1県負担金1億4,283万3,000円、項3県補助金656万2,000円、款5財産収入項1財産運用収入4万8,000円、款7繰入金項1他会計繰入金1億8,658万円、項2基金繰入金1,883万8,000円、款8繰越金項1繰越金1,000円、款9諸収入項1延滞金及び過料2,000円、項2雑入390万3,000円、歳入の合計が10億5,083万6,000円でございます。

歳出、款1総務費項1総務管理費4,693万8,000円、項2徴収費3万5,000円、項3介護認定審査会費1,141万3,000円、項4趣旨普及費78万1,000円、款2保険給付費項1介護サービス等諸費8億1,393万3,000円、項2介護予防サービス等諸費3,803万5,000円、項3その他諸費95万4,000円、項4高額介護サービス等費2,506万7,000円、項7特定入所者介護サービス等費5,567万9,000円、項10高額医療合算介護サービス等費241万2,000円、款4基金積立金項1基金積立金4万8,000円、款5地域支援事業費項2包括的支援事業任意事業費1,507万6,000円、項3介護予防生活支援サービス事業費1,935万4,000円、項4一般介護予防事業費1,900万9,000円、款6諸支出金項1償還金及び還付加算金が10万2,000円、款7予備費項1予備費200万円、歳出の合計が10億5,083万6,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算につきまして、詳細説明を行います。

まず最初に、今年度予算の特徴を3点に絞って御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点目ですけれども、介護保険を構成する諸要素について御説明申し上げます。被保険者の状況でありますけれども、平成26年の2月期と平成27年の2月期の年間の被保険者数を見てみますと、2,703人から2,723人へと0.7%の微増となっております。要介護認定者数は583人から585人へとほぼ横ばい、居宅サービスにつきましても289人から292人へと横ばい、施設サービスにつきましては132人から129人へと少なくなっておりますけれども、微減というふうに見てとれると思います。ということで、被保険者は少しふえてい

ますけれども、それに伴って要介護認定者数がそんなにふえてないということは、やはり住民の方々の介護予防の取り組みというものが一層顕著になっているというふうなことが言えると思います。

続きまして、2点目ですけれども、介護保険全体の傾向であります介護給付費について御説明申し上げたいというふうに思います。平成26年度の保険給付費の実績は9億4,600万円、平成27年度は、まだ期末が来ておりませんが、保険給付費の見込みは9億4,500万円から800万円ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ほぼ横ばいというふうに考えております。この点でも、住民の方々の自立意識の高さと介護予防に対する取り組みもきちんとあらわれてきていると、その成果が34カ所もある、全国的にも例を見ない34カ所もあるふれあいサロンの活動だというふうに思ってます。

それから、3点目としまして、今年度の特徴は、先ほど条例の改正を提案させていただきましたけれども、介護予防を視野に入れた県下で初の取り組みでもあります介護予防日常生活支援総合事業の1年前倒しの事業を、予算編成上での組み替えをしながら盛り込んでおりますので、その点についても大きな変化があったというふうに思っております。

それでは、予算書の歳出の11ページをお開きくださいませ。

総務費の一般管理費、001各種委員費ですが9万6,000円、これは先ほど条例改正をお願いしましたいきいきまちづくり計画策定委員会以下地域包括支援センターの運営協議会等の報酬でございます。職員人件費以下その他経費につきましては、介護保険の事務をつかさどる職員の方の人件費とその事務費でございまして、2名を配置をしております。賦課徴収費につきましては、昨年同様でございます。通信運搬費につきましても昨年同様でございます。それから、介護認定審査会ですが、これは1,141万3,000円で、ほぼ昨年どおりで、内容はそういったことになっております。趣旨普及費は昨年同様でございます。続いて保険給付費ですが、居宅介護サービス給付費、これはホームヘルプ、デイ、ショートステイ等々にかかる経費ですけれども、9割部分でございますが、1億5,730万4,000円を計上しております。

続きまして、めくっていただきまして13ページですが、特例居宅介護サービス給付費につきましては、暫定で給付する場合、それからケアプランがない場合の特例の場合ですけれども、これは4万円を計上しております。続いて地域密着型の介護サービス給付費、これはグループホーム、小規模多機能型等を利用された方々の経費でございまして、1億6,286万3,000円を計上しております。特例につきましては、4万円でございます。施設介護サービス給付費につきましては、とびのこ、みろく、老健の六日市苑等に入所されておられる方の給付費でございまして、4億6,000万円ということで、これが介護保険の中で一番大きな部分を占めるものでございます。特例につきましてはこれはケアプランがない場合、それから暫定の場合ということで

す。居宅介護福祉用具購入費につきましては77万円1,000円で、つえでありますとか入浴補助具、排せつ補助具、便器等々の購入費の経費を計上してございます。

めくっていただきまして14ページですが、居宅介護住宅改修費、これは便所・風呂・台所段差解消、手すり等々の経費でございます。居宅介護サービス計画費につきましてはケアプランの経費で、介護支援事業所に支払われるケアプラン経費でございます。特例居宅介護サービス計画給付費は、これの暫定ケアプランの場合の経費でございます。

続きまして保険給付費ですが、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費3,016万円を計上しております。これはホームヘルプ、デイサービス等々の利用で、若干、昨年に比べて少なくなっておりますけど、この部分が地域支援事業に移行しましたので減額になっております。特例につきましてはケアプランのない場合、めくっていただきまして、15ページは地域密着型の介護予防サービス給付費です。これはグループホーム、小規模多機能等でございます。それから、特例につきましてはケアプランのない場合が4万円、介護予防福祉用具につきましては41万8,000円、住宅改修費につきましては23万9,000円、介護予防サービス計画費につきましては40万2,000円、特例につきましては4万円を計上しております。

16ページに行きまして、003審査支払手数料は国保連の審査支払手数料で、27年度給付実績をもとに平成28年度分を推計させていただいて95万4,000円を計上しております。高額介護サービス費ですが、これにつきましては1割負担が、ある一定の負担を超えた場合に償還をするという制度でございまして、医療と全く同様の制度でございまして、2,502万7,000円を計上しております。高額介護予防サービス費につきましても、要支援者1、2の方々のものを計上しております。4万円でございます。

17ページになりまして、特定入所者介護サービス費、これは介護保険3施設以外の場合、例えば軽費老人ホーム、高齢者サービス介護つき住宅、それから養護老人ホーム等々に入所されておられる方で、要介護度がある方に対して介護サービスが利用された場合に国庫から支払われるものでございます。その次の特例につきましては、そういった施設に入所されておられる方のケアプランのない方の場合です。

特定入所者介護予防サービスにつきましては、要支援者の方、要支援1、2の方々です。特例につきましては4万円、同様でございます。

それから、17ページの下段、高額医療合算介護サービス費につきましては、医療合算で23万7,000円を計上しております。

めくっていただきまして、高額医療合算介護サービス費につきましては、要支援1、2の方々の同様の経費でございます。基金積立金は介護給付費準備基金積立金で、利息を4万8,000円を計上しております。

続いて、地域支援事業ですけれども、総合相談事業費につきましては、昨年同様210万円、それから権利擁護事業につきましても、昨年同様150万円、それから包括的継続的ケアマネジメント事業につきましても、昨年同様180万円、これは介護保険3事業といいまして、もう必須事業でございますので、毎年のようにこれは計上しております。

19ページめくっていただきまして、任意事業でございますけれども、003食の自立支援事業、事業委託料として697万6,000円、これは配食サービスです。住宅改修の支援事業が10万円、家族介護者の支援事業が14万3,000円、認知症の見守り事業が24万円、認知症対応型共同生活介護の支援事業費211万7,000円。これはグループホームに入っておられる方の1割部分が特養と同じぐらいの負担になるように当町で制度をつくりましたけれども、その方々に対するホテルコストの補助金でございます。これは地域支援事業の中で補助対象のメニューになっておりますので、私どももこれを導入させていただきました。審査支払いについては10万円でございます。

続きまして、20ページですけれども、ここが新たに地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業費として新設をされたもので、介護予防生活支援サービス事業費としまして要支援1、2の方の通所・訪問系のサービスにつきまして1,600万円を計上しております。それから、介護予防ケアマネジメントですけれども、これは従来は要支援1、2の方であっても要介護認定をしなければいけなかったんですけども、今回は簡易な25項目のチェックリストでオーケーだということになりましたので、お医者さんの診断書が要らないということと、要介護認定にかかる手間が要らないということで早急にサービスが利用できるということと事務の軽減につながるということで、このケアマネジメントにつきましては地域包括支援センターに委託をする予定であります。

20ページの地域支援事業ですが、一般介護予防事業ですけれども、介護予防把握事業、ニーズ把握ですけれども、これも昨年同様77万8,000円。介護予防普及啓発事業ですが、ここが大きく変わった部分で、ここは1,313万円です。若返り教室、いきいき百歳、認知症予防等で1,313万円を計上しております。水中運動事業につきましては、ゆ・ら・らに委託しておる事業でございまして401万7,000円を計上しております。

めくっていただきまして、地域住民グループ支援事業ですが、これがふれあいサロンの委託料で108万4,000円を計上しております。5款ですが、地域支援事業、介護予防事業費として介護予防一般高齢者施策事業、元気向上高齢者施策事業。それから元気高齢者施策事業費は、先ほど申し上げましたように介護予防生活支援サービス事業費と、その下の一般介護予防事業費のほうに編成替えをしましたので、ここは来年度はなくなったということになります。

諸支出金以降につきましては、昨年同様の経費を計上しまして、めくっていただきまして、

22ページの予備費も200万円でございます。

歳入のほうに移ります。7ページになります。

第1号被保険者の介護保険料ですが、今年度は1億4,936万1,000円を計上しております。滞納繰越分が20万8,000円でございます。使用料及び手数料につきましては、昨年同様でございます。戻りますけども、第1号被保険者の介護保険料は法定負担分は全体給付費の21%になります。目安として御記憶いただければありがたいというふうに思います。

3款の国庫支出金、国庫負担金ですが、介護給付費負担金、これは1億6,139万3,000円を計上してございますが、これは法定負担分は25%になります。国庫支出金、国庫補助金につきましては調整交付金、これは先ほどの21%は、所得の高いところは21%を超える場合もあるし、所得の低いところ、それから後期高齢者の多い場合は21%を下がる場合がございます。私どものほうは、実際には今17%ぐらいしか保険料取っておりませんので、その際の4%部分が調整交付金として入ってくるということになりますが、一応制度上での法定負担率は21%ということでございます。

それから、現年度分の地域支援事業の国庫補助金として922万7,000円、続きまして総合事業以外の地域支援事業の補助金が395万4,000円ということで、これは補助率が違いますのでこういった格好になっております。

めくっていただきまして8ページですけども、支払基金交付金ですが、介護給付費交付金、これは2号被保険者の負担部分になりますが、これが支払基金のほうから2億6,210万2,000円入ってきます。これは法定負担率が29%になります。

続きまして、県支出金、介護給付費負担金ですけども、これは現年度分として1億4,283万3,000円を予定をしております、在宅分が12.5%、法定負担率、施設分が17.5%ですから、若干負担率が違いますが、そういうふうになっております。県支出金につきましては、総合事業と総合事業以外のもので461万3,000円、194万9,000円を予定しております。

財産運用収入については、利子が4万8,000円ということでございます。他会計繰入金ですけども、上段の現年度分介護給付費繰入金ですが、これは市町村の負担部分で、法定負担率は12.5%ということになります。

次は、地域支援事業の繰入分ですが462万3,000円、地域支援事業の総合事業以外の繰入金が191万5,000円、職員給与費が2名分で1,400万円、事務費繰入金が4,516万7,000円、その他繰入金が211万6,000円、それから低所得者保険料軽減負担金として174万9,000円を計上しております。介護給付費準備基金繰入金としまして、1号保険料部分として1,883万8,000円の基金からの繰り入れを予定をしておりますが、これは年度

未決算をしてみないと数字は確定はしないということになります。

繰越金については1,000円を予定しております。

諸収入、延滞金及び過料、それからその下の諸収入の雑入につきましては、昨年同様のものを計上しておりまして、雑入としまして介護予防事業負担金、任意事業の負担金として、例えばいろんな教室を利用される方の負担金をここに計上しておるということでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） いわゆる介護難民についてお聞きします。いろいろ新聞にも出ておりますし、またいろいろちまたでも言われとるんですが、要介護2の方が要介護1になったために入所している施設から出されるというふうな、最近マスコミも介護難民ということによく出ておりますが、実際に要介護2から1になるということは、今度は家庭あるいは地域で見るということで、介護度が下がるということで大変うれしい話という、2から1になるということは本当にいい話なんですけど、実際に施設におられた方が1になられて家庭に戻るということは、私も経験があるんですけど、家庭の者としましては大変な困難、大変なことが待ち受けております。そういうふうな、大変いい話なんですけど、家の者としては大変な思いをするわけなんですけど、実際にそういうようなことが、介護難民になる対象者の方が実際には吉賀町の中でおられるのかどうか、現時点でおられれば具体的な人数、または町として何か対策ができることがあればお聞きしたいと思います。その2点をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

介護難民という定義ですけれども、例えば要介護2であつたり要介護1であつたりする方が施設に入所されておられた場合に、非常に自立度が高いわけですから、在宅でも生活できるということで要介護1がつくということに、要介護認定上ではなりません。そうすると、その方の自立の能力が、施設では自立、例えば在宅ではなかなか大変だという場合は、現実には起こり得ることがあります、同じ要介護1でも。それは自立の意識とその人の自立度を、環境の違いによってやっぱり大きく左右することがございますので、我々のほうとしては制度の中でそれを介護難民というふうには受けとめないで、要介護1の方を、その状態を見たときには、やはりこの人は在宅でいけるという場合には、それはやっぱり適切なサービスを提供していただくような方向にしていかなないと、要介護2とか要介護1の方がどんどんそういう介護保険3施設に入ってしまうと、とてもじゃないですけども、もう1億円ぐらいは保険財政が要と思います。ですから、そういうことはあると思います。

問題なのは、要介護２と要介護３のグレーゾーンのところがあります。これは我々も、この人が要介護２なのか要介護３なのか、本当にちょっとわからないというようなこともあるわけなんです。そういう方はやはり自分は介護難民になっているんじゃないかという意識を持たれますので、いきなり施設から出てくださいという格好で施設から言われても、我々のほうとしては、やはり２までは入っていただくことができるようになってますので、何とか施設、それとかいろんなところで調整をさせていただきながら、そういうことをするケースもあります。

具体的には、今施設を利用しておられる方が１３０名前後で動いてますから、介護難民というふうなことの対象の中に入ってる方は、やはり二、三名ぐらいしかおられませんので、そう多くの方がおられるというふうには吉賀町の場合は認識はしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第１２、議案第３９号平成２８年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第１３．議案第４０号

○議長（安永 友行君） 日程第１３、議案第４０号平成２８年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第４０号でございます。平成２８年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算。平成２８年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６，０５１万６，０００円と定める。２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。平成２８年３月７日提出、吉賀町長。

１ページ、お開きください。

第１表歳入歳出予算、歳入、款１発電事業収入項１売電収入６，０５０万５，０００円、款２財産収入項１財産運用収入９，０００円、款４繰越金項１繰越金１，０００円、款５諸収入項１雑入１，０００円、歳入の合計が６，０５１万６，０００円でございます。

１ページお開きいただきまして、歳出でございます。款１総務費項１総務管理費４，５２０万７，０００円、款２諸支出金項１諸支出金１，５２０万９，０００円、款７予備費項１予備費１０万円、歳出合計が６，０５１万６，０００円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管しております柿木地域振興室長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） それでは、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

28年度予算の総額は6,051万6,000円です。発電所改修工事完了により、発電した電力の売電収入での運営となります。今後は、基本的にこのたびの予算と同じ規模の予算となってくる予定です。参考に、改修前の売電収入は約2,000万円でした。この6,000万円の予算を大まかにいいますと、2,000万円が発電所の消費税を含めた運営費となり、残り4,000万円を積み立てとします。この4,000万円積み立てのうち、1,400万円は子育て支援施策に活用する目的でまちづくり基金に積み立て充当し、残りは減価償却という考え方で施設の改修等に積み立てていくという考え方です。

それでは、歳出の6ページをお開きください。総務費、施設管理費、一般管理費ですが、まず職員人件費につきましては、職員1名の給料及び職員手当等です。嘱託費については、嘱託員1名に係る報酬及び費用弁償として251万7,000円を計上しております。その他経費については、大雨等の非常時に前任の嘱託員などにお手伝いをお願いするための賃金と職員の普通旅費、中国及び島根県小水力発電協会の負担金と消費税です。

次に、財産管理費ですが、維持管理費として消耗品、燃料、光熱水費、施設修繕料、通信運搬費建物損害保険料として30万1,000円を計上しております。基金積立金は利子分の9,000円を含め2,756万8,000円を計上しております。施設設備の修繕や将来の建てかえのために積み立てます。今後19年で5億円余りを予定しております。

7ページの諸支出金、諸支出金、補償費ですが、高津川漁業協同組合に支払う稚アユの補償費です。発電所の運転を停止すれば減額する協定になっております。これまでは年間160万1,000円でしたが、平成28年から2割減額して128万1,000円と改定いたしました。この128万1,000円から、発電所の改修工事期間の休止を含めて62日分7万2,000円を控除した120万9,000円を計上しております。

一般会計繰出金については1,400万円計上しております。平成28年度から平成46年度の19年、2億6,600万円、子育て支援策のために活用する目的で、まちづくり基金への積立金に充当していきます。

予備費については、前年同様10万円計上しております。

続いて歳入ですが、5ページをお開きください。発電事業収入、売電収入、売電収入、売電量ですが、発電量を1時間当たり198キロワット、それに24時間を掛け、さらに360日を掛

け、売電単価34円を掛けまして、それに発電効率を95%見込んでおります、それに消費税を加えて6,050万5,000円としております。

次の財産収入、財産運用収入、利子及び配当金については、基金利子9,000円を見込んでおります。

繰越金及び諸収入、雑入については、費目計上として、それぞれ1,000円を計上しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第13、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第14. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第41号でございます。平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算。

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,009万4,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。平成28年3月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金1億1,408万8,000円、款2分担金及び負担金項1分担金64万4,000円、項2負担金67万7,000円、款3使用料及び手数料項1使用料1億699万9,000円、款4国庫支出金項1国庫補助金1,509万3,000円、款6繰越金項1繰越金1,000円、款7諸収入項2雑入1,819万2,000円、款8町債項1町債1億1,440万円、歳入の合計が3億7,009万4,000円でございます。

1 ページお開きください。

歳出でございます。款1簡易水道事業費項1施設管理費1億2,016万2,000円、項2建設改良費1億3,603万6,000円、款2公債費項1公債費1億1,369万6,000円、款5予備費項1予備費20万円、歳出の合計が3億7,009万4,000円でございます。

第5表地方債、起債の目的、1、簡易水道事業債限度額が6,850万円、起債の方法は証書借入、または証券発行、利率につきましては年利5.0%以内と。ただし、利率見直し方法で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするというものでございます。起債の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合におきましては、その債権者と協定するものによる。ただし、政府の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえることができるというものでございます。

起債の目的、2、過疎対策事業債限度額が4,590万円、起債の方法、利率、償還の方法は1と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管しております建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

既に御承知のように、簡易水道につきましては法適化を進めておりまして、特別会計としては平成28年度が最後の特別会計という形になります。29年度からは公営企業会計のほうへ移行するということでございます。この点につきましては、現在5年間の予定で業務委託をしまして準備を進めておるところでございますけれども、平成28年度に入りまして、また全員協議会等で詳細につきまして説明をさせていただく機会をいただければと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

それで、簡易水道の会計でございますけれども、総額が3億7,000万円余りということで、平成27年度と比べますと1億7,800万円余り減額ということになっております。その点につきましては、簡易水道の統合事業がほぼ終わりに近づいておりまして、その辺の工事費が減額したものが大きく影響しているのではないかとというふうに思っております。

それでは8ページのほう、歳出のほうから説明をさせていただきますので、議案のほうをお開きください。

まず、簡易水道事業費の施設管理費でございます。002の職員人件費でございますけれども、これは職員2名の人件費を計上してございます。以下維持管理経費が主になりますので、特徴的

なところだけ、かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

法適化事業費でございます。これにつきましては、特に昨年と変わりますのが消耗品の100万円でございます。これにつきましては、法適化を進める上で財務会計等が全て、今の一般会計等々は、今の特別会計とは全く別立てでやらなければいけないといったところで、パソコンであつたりとかそれを置く机であつたりとか、ちょっとまだ予想がつかないものもあるんですけども、ということで一応消耗品等が必要になってくる可能性もあるということで、封筒でありますとか、そういう書類一般のものが必要となるということで100万円をちょっと計上させていただいております。

それから、調査委託料でございます、356万8,000円。これにつきましては固定資産台帳の作成でございます、平成27年度に工事を実施しました分の固定資産台帳の作成費用でございます。

それから、公営企業法適化支援業務ということで797万8,000円。これは先ほど申し上げましたように、平成26年度から業者に委託をしております、平成30年度まで債務負担行為で実施をしておりますものでございますけども、補正予算のところで申し上げましたが、一応計画では平成28年度は689万8,000円で実施をする予定でございましたけども、108万円ほど、今、例規の関係を補正で減額しておりますけども、それを平成28年度で実施するということで797万8,000円の計上をさせていただいております。

それから、050その他経費でございます。まず、光熱水費1,457万8,000円、これは例年のごとくでございますけども、施設とか設備の電気代等でございます。それから、配管修理費でございますけども247万5,000円、これは緊急修理でありますとか漏水調査をやった後の修理費等でございます。それから、メーター修理費250万3,000円、これは662個のメーターの修理費でございます、メーターは取りかえをしますけども、一部は古い物を修理して再利用するということでの経費でございます。それから、通信運搬費304万2,000円、これにつきましてはNTT回線の利用料等でございます。故障等の緊急通報システムをNTT回線等を利用しておりますので、それらの経費でございます。

めくっていただきまして、9ページでございます。9ページのほうで調査委託料でございます、3,234万9,000円。ちょっと高額なんでございますけども、これにつきましては厚生労働省が作成しております新水道ビジョンを踏まえて、各水道事業体のほうでも水道事業ビジョン、それから基本計画、50年後、100年後を見据えた将来の方向性といいますか、水道の事業のやり方といいますか、そういったものを定めなければならないということと、それからアセットマネジメント計画を作成しなければならないということでございます。で、基本計画につきましては早急にということでもないようなんですけども、アセットマネジメント計画を作成する必要

がございまして、それとあわせてやることで経費が節減できるということで今考えておりまして、通常の変更認可申請業務と合わせて、ここに経費を計上させていただいております。

それからメーター検針委託料でございますけども、これは検診の委託料で例年のとおりです。水質検査委託料も843万6,000円、これは県の環境保健公社へ委託をしておるものでございます。それから、メーター取りかえ工事費、これにつきましては259万8,000円、642件を計画をしております。

それから、水道施設の修繕工事費でございますけども、これにつきましては配水池やろ過池の清掃、それから予備電源装置等の修繕で、町内の浄水場等で18カ所のところで修繕を予定をしております。

それから次、簡易水道事業費、建設改良費でございます。これにつきましては、簡易水道統合事業費で4,948万9,000円計上しておりますけども、その改良工事費でございます4,781万6,000円ということで、これ主なものは柿木地区で杉山の導水管と下須の増圧工事を計画しております、これが平成27年度で予定しておりましたが、補助金等が思ったほどつかなかったということで先送りになったりしたものも含まれております。

それから、その他経費でございます。測量設計業務委託料ですけども、これにつきましては1,230万9,000円ですが、柿木、栴谷、立河内、いずれも県道の改良工事、それから圃場整備等による水道管等の移設工事でございます。

それから、維持補修工事費5,463万6,000円でございます。これにつきましては、黒淵、中河内、河山、栴谷、六日市、それぞれの浄水場で水質計器設備等の改修を計画をしておるところでございます。

めくっていただきまして10ページでございます。水道管移設工事、これにつきましては、先ほどの委託料がありましたけども、柿木、栴谷、立河内地区で県工事による移設の工事費でございます。

公債費は、そこに掲げてあるようなおりでございます。

戻っていただきまして、歳入のほうでございます。6ページでございます。繰入金で、一般会計繰入金が1億1,408万8,000円でございます。

それから、分担金でございますけども、これは受益者分担金で4万6,000円掛ける14個を予定しております。それから、同じく分担金負担金のところで衛生費負担金ですけども、新畑地区の供給負担金ということで、これは津和野町から新畑地区に水道水を供給しておりますので、その分の負担金を津和野町からいただいております。

それから、使用料及び手数料でございます。簡易水道使用料、現年分が1億520万1,000円、それから滞繰分が179万8,000円ということでございます。

それから、7ページのほうでございます。国庫補助金でございますが、これが1,509万3,000円、それから繰越金でございますけれども、これが1,000円、それから雑入でございます。水道管布設がえ補償金ということで、県工事の関連で補償費でございます、1,819万円、それからあと消費税の還付等は項目立てで1,000円ずつでございます。

それから、町債でございますけれども、そこにあります、簡易水道事業債で6,850万円、過疎債で4,590万円ということでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第42号でございます。

平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算。平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,294万8,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債第2条地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入款1繰入金項1他会計繰入金、1億3,221万9,000円。款2分担金及び負担金項1負担金、400万円。款3使用料及び手数料

料項1 使用料、3,463万6,000円。項2 手数料、1,000円。款5 繰越金項1 繰越金1,000円。款6 諸収入項1 延滞金加算金及び過料、1,000円。項2 雑入、1,239万円。款7 町債項1 町債、5,970万円。歳入の合計が2億4,294万8,000円でございます。

1 ページをお開きください。

歳出款1 下水道事業費項1 施設管理費、5,529万5,000円。項2 建設改良費3,396万円。款2 公債費項1 公債費、1億5,349万3,000円。款4 予備費項1 予備費20万円。歳出の合計が2億4,294万8,000円となるものでございます。

第5表地方債。起債の目的、1、下水道事業債、限度額は5,390万円。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行。利率は年利5.0%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる場合については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率ということでございます。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間を及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえをすることができるというものでございます。

2、起債の目的に過疎対策事業債、限度額が580万円、起債の方法、利率、償還の方法等は、1の下水道事業債と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

予算の総額につきましては、2億4,294万8,000円ということでございまして、昨年といたしますか平成27年度当初予算と比較いたしますと、1億2,000万円余り減額ということでございます。これにつきましては、七日市の公共下水道整備事業の工事がほぼ完成をしておるところでございますので、その影響によるものだというふうに思います。

それでは、歳出のほうから8ページでございまして、説明をさせていただきます。

先ほど言いましたように、七日市の公共下水道施設の工事がほぼ完了しておりますので、全体的には通常の維持管理費が主というような予算になっております。こちらにつきましても簡易水道と同様で、主なところだけ説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、下水道事業費の施設管理費のほうでございまして、職員人件費でございまして、これにつきましては職員1名分の予算を計上させていただいております。それから050のその他経費でございまして、この中で、光熱水費でございまして、下水の処理場それ

から中継ポンプ等の電気代等でございます。六日市の公共下水で中継ポンプが26基、七日市で4基でございます。施設管理委託料996万2,000円でございます。これにつきましては、沢田のところにありますけども、浄化センターの管理委託料でございます。年間の委託料です。それから、汚泥処分委託料241万1,000円。これにつきましては、脱水汚泥の処分費でございます。年間約40回の搬出を計画をしております。それから、維持補修工事費でございますけれども、1,877万5,000円。これにつきましては、浄化センターの汚泥脱水機、それからオキシデーションディッチの減速機等の修繕でございます。まあその他ポンプ関係も含んでおりますけども、それらの経費でございます。

それから、下水道事業費で建設改良費でございます。七日市地区の公共下水道事業費ということで、220万3,000円を計上しておりますけども、そのものは9ページのほうを開いていただきますと、現場技術者の業務委託料でございます。これにつきましては、七日市の公共下水道の工事をするに当たって、現場技術者はコンサルタント会社のほうから技術者をちょっと雇っておりますけども、補正予算で計上させていただいておりますように、一部繰り越し事業で実施するということがありますので、その分約3カ月間追加で計上させていただいております。それから050のその他経費でございます。設計業務委託料でございます。これにつきましては、立河内の圃場整備に関わる下水道管の移設と、七日市の公共下水を整備したものの固定資産台帳の整備でございます、1,354万4,000円。それから、移設工事費でございますが1,673万9,000円。これは先ほど申し上げましたが、立河内圃場に係る移設工事の工事費でございます。それから、公債費でございますけども、公債費はそこに書いてあるとおりでございます。それから、予備費は20万円計上させていただいております。

それから、歳入のほうでございます。6ページのほうをお開きください。

繰入金でございますけども、一般会計繰入金が1億3,221万9,000円でございます。それから分担金、負担金、下水道事業負担金ですが、受益者負担金で20万円掛ける20人ということで400万円を予定をしておりますけども、七日市の公共下水のほうで若干ふえる可能性はあろうかと思ひますし、最初の年度、供用を開始して最初の1年間は、負担金をちょっと軽減措置をとっておりますので、実際には18万円、七日市につきましては加入分担金は18万円ということになろうかと思ひますけども、まあそういったところでちょっとこの辺はわからないところがありますが、一応400万円計上しております。それから、使用料及び手数料でございます。これにつきましては、現年分が3,427万2,000円、滞繰分が36万4,000円ということでございます。使用料及び手数料の督促手数料でございますけども、これは項目立て1,000円、それから繰越金につきましても項目立てて1,000円。それからめつくしていただきまして7ページ、延滞金でございますけども、これも項目立てて1,000円計上しております。それ

から雑入でございます。消費税の還付金、加算金でございますけれども、これもちょっと申告後でないといけないということで、1,000円の計上でございます。それから移設補償費が、1,238万8,000円でございます。これにつきましては、立河内の圃場整備に係るものでございます。

それから町債でございます。下水道事業債が5,390万円、過疎債が580万円でございます。それからこれは、国庫補助金は0でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第15、議案……。

○議員（5番 中田 元君） あ、いいですか。

○議長（安永 友行君） いや、いいですよ。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 立河内の移設工事費というのが1,673万9,000円ほど出ております。7ページのほうの諸収入で、移設補償費というのは1,238万8,000円、差額が出ますね、その差額というのはあれですか、地元負担額ってということで出るわけですか。それと、先ほどの上水道の部分もやっぱり移設補償費というのがあの差額が何十万か何百万あるわけですが、その辺ちょっとところ説明願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 補償費に関しましては、ちょっと細かいことの説明がちょっとできませんけども、要は、減耗分という部分がございます、今ある施設をそのままつくる場合にかかるのを計算するんですけども、その辺で要は、移しかえても100%補償の対象にならないという部分がございます、その部分はもうどうしようもない部分でございますので、だから単純にその今の配管を移設するんで、移設にかかる経費を100%じゃあ県が見てくれるかという、見てもらえないんですね。その部分があるんで、要は、まあまだ使える部分とかもあるわけであって、ちょっとその計算はいろいろ複雑なんですけども、100%補償費が入ってこない、その部分は町の持ち出し、差額はですね、なります。ただ、まだ今計算してないので、歳入のほうは幾分安めに見積ってますんで、実際にうちで補償する前に設計をもう委託してやるんですけど、その結果で補償費が若干変わってきますんで、まあ予算どおりではないですけど、いちおう今歳入のほうは安めに見積もってます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

質疑はないようですので、日程第15、議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計

予算の質疑は保留しておきます。

日程第16、議案第43号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第16、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第43号の農業集落排水事業の予算ということでございます。

平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算。平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,153万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。地方債第2条地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入款1繰入金項1他会計繰入金、4,449万4,000円。款2分担金及び負担金項1分担金、40万円。款3使用料及び手数料項1使用料、943万5,000円。項2手数料、1,000円。款5繰越金項1繰越金、1,000円。款6諸収入項1延滞金加算金及び過料、1,000円。款7町債項1町債、720万円、歳入の合計が、6,153万2,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。款1農業集落排水事業費項1施設管理費、2,090万9,000円。款2公債費項1公債費、4,052万3,000円。款4予備費項1予備費、10万円。歳出の合計が6,153万2,000円でございます。

第5表地方債。起債の目的、1、下水道事業債、限度額が720万円。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行。利率につきましては、年利5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借りの場合については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率であるということでございます。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、また銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。ただし財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるというものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本会計につきましては、総額が6,153万2,000円ということでございます。これにつきましては、ほぼ前年と同様でございますが若干減額されておりますが、維持管理経費に係るものがほとんどでございます。

それでは、8ページのほう歳出のほうから説明させていただきます。

農業集落排水事業費の施設管理費でございます。まず、職員人件費でございますけれども、職員1名分の人件費に係るものでございます。それから003の処理場管渠管理費でございます。これにつきましては、施設修繕料でございますけれども、236万7,000円につきまして、柿木の処理場にございます汚泥返送ポンプ2台の修繕費でございます。それから、施設管理委託料でございますが、721万2,000円これにつきましても、浄化センター、処理場でございますが、その管理の業者委託でございます。

それから、9ページのほうでございます。公債費でございます、中段の公債費でございますけれども、これにつきましてはそこに記載のとおりでございます。それから、予備費が10万円ということで計上してございます。

それで、歳入のほうでございます。6ページのほうを御覧ください。繰入金、一般会計繰入金でございます。これにつきましては4,449万4,000円でございます。それから分担金、負担金ですが、これは受益者分担金、管理分担金でございます。20万円掛ける2名分を計上しております。それから、使用料手数料でございますけれども、現年分が933万7,000円、滞繰分が9万8,000円で計上しております。それから、督促手数料は項目立てで1,000円、それから繰越金も項目立てで1,000円、それから1ページめくっていただきまして7ページですが、延滞金も1,000円でございます。

それから町債でございますけれども、下水道事業債を720万円ということで計上しております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第16、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、昼休み休憩にいたします。休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程に入るまでにおつなぎをします。議案第44号の一般会計ですが、32ページの右のほうの節の説明のほうですが、一番上の欄の町道新田原千改良事業とありますが、町道新田原の次の「せん」という字が数字の「千」ですが、糸へんのいずみの「線」いわゆる道路でいう「線」に訂正したいと思います。議案第44号の議案書の32ページ右側の一番上の町道新田原の「せん」という字の訂正です。訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、議案第44号の32ページの新田原千、「せん」の字の数字の「千」から糸へんの「線」に訂正します。

----- . ----- . -----

日程第17. 議案第44号

○議長（安永 友行君） それでは日程第17. 議案第44号、平成28年度吉賀町一般会計予算を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは議案第44号でございます。平成28年度吉賀町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億2,715万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとする。

1号、（1）です。各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入款1町税項1町民税2億1,916万9,000円、項2固定資産税2億4,974万3,000円、項3軽自動車税1,847万2,000円、項4町たばこ税3,552万円、項5入湯税512万3,000円、款2地方譲与税項1地方揮発油譲与税1,554万3,000円、項2自動車重量譲与税4,055万4,000円、款3利子割交付金項1利子割交付金141万6,000円、款4配当割交付金項1配当割交付金313万7,000円、款5株式等譲渡所得割交付金項1株式等譲渡所得割交付金212万3,000円、款6地方消費税交付金項1地方消費税交付金1億1,999万円、款7自動車取得税交付金項1自動車取得税交付金648万2,000円、款8地方特例交付金項1地方特例交付金118万6,000円、款9地方交付税項1地方交付税31億13万8,000円、款10交通安全対策特別交付金項1交通安全対策特別交付金81万8,000円、款11分担金及び負担金項1分担金1,358万5,000円、項2負担金2,723万6,000円、款12使用料及び手数料項1使用料7,356万6,000円、項2手数料1,729万6,000円、款13国庫支出金項1国庫負担金3億1,505万9,000円、項2国庫補助金2億9,395万9,000円、項3委託金185万6,000円、款14県支出金項1県負担金1億8,409万円、項2県補助金1億6,374万9,000円、項3委託金3,263万3,000円、款15財産収入項1財産運用収入1,977万4,000円、項2財産売却収入292万9,000円、款16寄附金項1寄附金300万1,000円、款17繰入金項1特別会計繰入金1,400万円、項2基金繰入金5億7,418万2,000円、款18繰越金項1繰越金1,000円、款19諸収入項1延滞金加算金及び過料20万円、項2町預金利子4万円、項3貸付金元利収入4,665万2,000円、項4受託事業収入319万2,000円、項5雑入5,506万1,000円、款20町債項1町債8億6,567万8,000円、歳入の合計が65億2,715万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。款1議会費項1議会費6,705万9,000円、款2総務費項1総務管理費9億1,521万6,000円、項2徴税費4,581万7,000円、項3戸籍住民基本台帳費2,650万9,000円、項4選挙費1,369万7,000円、項5統計調査費125万7,000円、項6監査委員費154万円、款3民生費項1社会福祉費10億5,161万2,000円、項2児童福祉費4億5,821万6,000円、項3生活保護費8,220万1,000円、款4衛生費項1保健衛生費5億3,061万円、項2清掃費2億1,555万9,000円、款5労働費項1労働諸費368万8,000円、款6農林水産業費項1農業費3億2,772万4,000円、項2林業費8,092万4,000円、項3水産業費31万1,000円、款7商工費項1商工費1億4,581万円、款8土木費項1土木管理費2億

971万8,000円、項2道路橋梁費4億7,003万8,000円、項3河川費3,394万6,000円、項4都市計画費5万9,000円、項5住宅費1億2,839万2,000円、款9消防費項1消防費2億7,675万4,000円、款10教育費項1教育総務費2億3,801万4,000円、項2小学校費7,884万5,000円、項3中学校費2億141万1,000円、項4社会教育費7,852万9,000円、項5保健体育費1億1,680万9,000円、款12公債費項1公債費7億2,088万8,000円、款14予備費項1予備費600万円、歳出合計が65億2,715万3,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、第4表債務負担行為10項でございます。財務書類作成にかかる支援・助言、期間につきましては29年度ということで、29年度から29年度となっております。限度額が320万8,000円でございます。

第5表地方債起債の目的1、公営住宅建設事業費債6,260万円、起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、利率につきましては、年利5.0%以内、ただし利率見直し方式で借入れる場合については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。ただし財政の都合によりまして、据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえる場合はことができるというものでございます。起債の目的に緊急防災減災事業債650万円、起債の方法、利率、償還の方法については、起債の目的1と同じでございます。以後5まで同様でございます。起債の目的3、合併特例債事業4,540万円、起債の目的4、過疎対策事業債6億2,050万円、起債の目的5、臨時財政対策債1億3,067万8,000円でございます。事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうから詳細説明をしていただきます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第44号、平成28年度吉賀町一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

参考資料の83ページをお開きをいただきたいと思います。最初にまず、こちらの資料のほうから説明をさせていただきます。

まず83ページのところには予算編成方針ということで記載が一つございます。とりわけ、①から⑦までの重点項目に基づいて予算編成を行っております。後のところはお読みいただきたいと思います。

続きまして84ページです。一般会計歳出の予算ということですが、平成28年度の当初予算の規模は65億2,715万3,000円、対前年度比で4億4,487万円の減となっております。

ります。第1表につきましては、目的別の歳出です。議会費から予備費までこの3年間の比較が記載してあります。平成27年度との増減理由につきましては、(1)の目的別歳出の状況からというところに記載しておりますので、またお読みとりをいただいたらいと思います。

85ページにつきましては、歳出予算について性質別に記載をしております。人件費から予備費まで3カ年間の比較を記載しております。増減理由につきましては、同様にお読みとりをいただいたらいと思います。

続きまして86ページです。これにつきましては、公債費の状況ですけれども、第3表に5カ年の推移を記載しております。繰り上げ償還等によりまして、平成24年度との対比で1億6,900万円の減となっておりますのでございます。

次に特別会計繰出金の状況です。第4表のところに平成27年度との比較を記載しております。増減理由につきましては、上の文章欄のところに書いてありますので、またお読みとりをいただいたらいと思います。

次に87ページですが、歳入について3年間の推移を取りまとめております。歳入全体の47.5%を占める地方交付税につきましては、平成28年度から特例措置である合併算定替えから一本算定に向けて段階的に縮減されるとともに、国勢調査の人口の基礎数値の減少等により3億1,600万円減となっております。その他の増減理由につきましては、文章の中でお読みとりをいただいたらいと思います。

続きまして88ページです。町債の状況が記載しております。第6表では5カ年の推移を記載しております。平成24年度と比較して1億円の増となっているところでございます。

次に基金の状況ですけれども、第7表のところに3年間の比較を記載しております。28年度の積み立ては、まちづくり基金が9,985万9,000円などで、取り崩しにつきましては、財政調整基金の2億1,500万円、ふるさと創生基金の2億円、地域福祉基金の1億円などです。とりわけ財政調整基金につきましては、ことしは歳入不足を補うために取り崩しを計上させていただいております。

次に89ページをごらんいただきたいと思います。地方債の現在高です。第8表に5カ年の推移を記載しております。これまで現在高は減少してきておりますけれども、平成28年度においては対前年度1億1,100万円の増となっております。

次に特別会計の予算ですけれども、第9表に3年間の推移を取りまとめております。増減理由につきましては、文章のところをお読みとりをいただいたらいと思います。

特別会計の基金の状況につきましては、第10表に3年間の比較を記載しておるところでございます。平成28年度では、小水力発電基金へ2,752万2,000円積み立てを行い、介護給付費準備基金を1,898万6,000円取り崩すこととしております。

次に90ページです。特別会計の公債費の状況ですけれども、第11表に5年間の公債費の推移、第12表に5年間の現在高の推移を記載しております。公債費は3つの会計の合計で200万円の増、現在高は5,300万円の減となっております。

次に91ページですけれども、ここでは社会保障の4経費及びその他の社会福祉施策に要する経費について取りまとめております。総額で16億5,824万8,000円となっております。中身については、後ほどごらんいただけたらと思います。

92ページから133ページまでは主要事業の概要について記載しておりますけれども、これにつきましては、予算書の説明の中で随時説明をさせていただきます。

134ページから137ページまでにつきましては、所管課ごとに補助金を取りまとめております。138ページのところでは同様に、負担金の取りまとめてをしておりますので、またこれも後ほどごらんいただけたらと思います。

142ページと143ページです。こちらにつきましては、子育て支援事業の財源について記載をしております。ここについては若干、説明をしたいと思いますが、143ページの表を見ていただきたいと思います。下の表の過疎債ソフト借入額Bというのがあると思いますが、このBのうち基金取り崩し額のC、その下のところですが、これにつきましては当該年度の事業費、一番上のAのところですが、これに当てます。残った残金のD、基金積立額というのがありますが、これを基金に積み立てます。これを過疎法がなくなる平成33年度以降の財源としてずっと積み立てていきます。そのことによって過疎債が切れても33年度以降、基金を崩しながら財源を維持するというので、平成35年度まではそれで維持できるようになると、これが当初の計画でした。先ほど小水力発電会計の説明でもありましたけれども、平成28年度からは発電会計から1,400万円繰り上げることになりましたが、それをさらにこの基金に積み増しをしまして、平成36年度以降の財源とすることで、平成46年までこの子育て支援に対する財源が確保できるというものです。当然、基金の残高は少なくなってくるので一般財源の持ち出しは多くなってきますけれども、そういった形でこの発電基金会計からの繰入金をこの子育て支援の基金のほうに充当するというものでございます。

それでは予算書の説明のほうに移らせていただきます。

最初に給与費明細書のほうから説明をさせていただきます。117ページをお開きをいただきたいと思います。まず、1の特別職のところですが。長等です。これ職員数につきましては、補正予算のところでも申しましたが、教育長が一般職から特別職のほうに異動しておりますので1名の増となっております。給料は教育長の異動と三役の給与改定により846万2,000円の増となっております。期末手当についても同様の理由で、それと支給率が0.5月改定となっておりますので244万9,000円の増でございます。その他の手当につきましては、これも

同様の理由によりまして２２２万円の増となっております。共済費につきましても１１１万６，０００円増となっておりますのでございます。

それから議員につきましては、議員報酬の改定に伴いまして報酬が２８６万円の増、期末手当が８７万９，０００円の増となっております。議員の共済費につきましては、負担率が下がったことによりまして４３１万２，０００円の減となっております。

それからその他の特別職につきましては、まず職員数ですけれども、１４２人の減となっておりますが、参議院選挙の職員につきましては、投票立会人開票投開票の事務職員等の事務職員がふえますけれども、昨年は県知事、県議会議員選挙、あるいは農業委員会委員選挙等がございまして、その分はなくなるため減となります。また統計調査でも国勢調査の調査員がなくなることでございまして、１４２人の減となるものでございます。報酬につきましては、よしか移集支援員、地域おこし協力隊、学習支援コーディネーター等の嘱託職員の雇用によりまして１，７１４万３，０００円の増となっております。

それから次に、２の一般職のところですが、職員数につきましては、教育長の異動と保育士の採用によりましてプラス・マイナス・ゼロ、なお再任用による職員が３名おりますので、この分が３名増となっております。

給料ですけれども、１１８ページの（２）の説明欄に要因が記載されますけれども、そのとおりでございまして、７６７万９，０００円の減でございまして。

それから１１７ページのところに戻っていただきまして、共済費が１９９万５，０００円ふえております。これは制度改正等に伴うものです。

職員手当につきましては１，８０７万１，０００円の減、これは、手当ごとの内訳はその下の表で見ていただけたらと思います。

なおかつ、この増減理由につきましては１１８ページの上の表の下半分、職員手当△１，８０７万１，０００円ということで、制度改正に伴う増減７４０万７，０００円の減とその他の増減１，０６６万４，０００円の減、それぞれそういった理由によりまして減額となっておりますのでございます。あとは、１１８ページの下のところから以降につきましては、昨年度との比較等がずっと掲載しております。

それから１２１ページのところでは、地方債の前々年度末、前年度末、２８年度末の現在高見込みを表にしております。

１２２ページでは、債務負担行為の限度額、前年度までの支出見込み額、平成２８年度以降の支出予定額の表でございまして。これ、また後ほど見ておいていただけたらと思います。

それでは、予算書の本体のほうの説明に移りたいと思います。

歳出予算のほうから見ていきますので、３３ページをお開きをいただきたいと思います。主要

な部分と昨年との変更点を中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず議会費、款の議会費です。説明欄 0 0 1 町議会議員費ですけども、報酬改定によりまして議員報酬が増となっております。議員共済の負担金につきましては、負担率の減により減少しております。

それから 0 0 2 職員人件費は 1 名分計上しております。その他は大きな変化はございません。

それから下のところですけども、下 3 つ事務用備品につきましては副議長の公印、施設備品につきましては書棚、機械器具につきましてはデジカメ等の購入費でございます。

それから続きまして 3 4 ページ、款 2 総務費項 1 総務管理費の目 1 一般管理費です。0 0 1 各種委員費ですけども、下から 3 番目の行政不服審査会委員報酬、これは新たに制度が始まることによりまして、新設をするものでございます。2 万 6, 0 0 0 円でございます。

それから 0 0 2 職員人件費につきましては、特別職 2 名、職員 2 6 名分を計上しておりますのでございます。

続きまして 3 5 ページです。0 0 3 職員研修費で受講料 1 1 2 万円ですけども、文書管理の研修の受講料でございます。

それから事業委託料は住民協働危機管理研修等の委託費でございます。

それから 0 5 0 その他経費、社会保険料、労働保険料につきましては、臨時非常勤職員が増加しておりますので、前年度と比べて 3 9 1 万 5, 0 0 0 円ふえております。

それから臨時雇用賃金、これは産休あるいは育休等の代替職員の賃金でございます。

続きまして 3 6 ページです。半分から下のあたりですけども、事業委託料 1 7 8 万 2, 0 0 0 円、これにつきましてはマイナンバー制度の改正に伴う例規の改正あるいは例規集の第 2 巻が厚くなっておりますので、その分冊等を行う経費でございます。参考資料の 9 2 ページの上のところにありますけども、事業概要であります、マイナンバー法の改正等に伴う条例等の整備ということで、主な経費例規整備支援業務委託料 1 1 8 万 8, 0 0 0 円、主な財源は共済組合の助成金 1 1 万 5, 0 0 0 円等が上っております。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、3 6 ページの下から 7 行目、土地建物賃借料というのがありますが 8 5 万円、こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合派遣職員の住居あるいは駐車場等の借り入れにかかるものでございます。

それから 3 7 ページです。事務用備品 1 3 万 4, 0 0 0 円、これは職員の襟章の購入費 1 5 個分でございます。

それから施設備品購入費は通常分でございます。

それから次に目の 2 文書広報費 0 0 3 広報発行費、一番下のソフトウェアライセンス料というのがありますが、イラストレーターデザインのライセンスで 7 万 8, 0 0 0 円でございます。

それから目の3財政管理費003財政管理費ですが、事業委託料617万3,000円につきましては、先ほどの債務負担行為でもありましたけども、新たな公会計制度に伴う財務書類の作成支援業務の委託料でございます。28年度分が617万3,000円、先ほど債務負担で見ていただいたのが29年度分でございます。

それから1つ飛んで電算システム開発委託料、これも同様に新たな公会計制度に対応するために電算開発の委託料369万4,000円でございます。

それからその下の電算備品につきましては、同様にハードにかかるもので、ソフトウェアにつきましてはソフトにかかるもの213万9,000円、こちらにつきましては、資料の92ページの下の方のところに同様のことが掲載をしております。財務書類の作成経費委託あるいは電算システムの開発、ソフトウェアの購入等の経費がそこに記載しているとおりでございます。

続きまして38ページ、目の5財産管理費で003庁舎維持管理費です。施設修繕料100万円、物品修繕料60万4,000円については通常分でございます。

それからその下の設計業務委託料330万円です。こちらにつきましては、庁舎の改修を計画をしております、こちら参考資料の93ページの上の方のところに掲載してありますけども、本庁舎の設備の老朽化対策等の実施をするために基本設計を今年度実施するというものでございます。330万円でございます。

それから予算書に戻っていただきまして、003の一番下、施設備品につきましては通常分です。

それから004の公用車維持管理費、公用車運転手嘱託職員の報酬、昨年一般管理に組んでおりましたけども、こちらのほうに移しております。金額はかわっておりません。

それから下から2番目の公用車のリース料ですが、181万2,000円、今年度2号車の更新を計画しております、それにかかるリース料を計上しております。

それから005その他財産維持管理費です。ずっと飛びまして、39ページの一番下の改良工事費387万9,000円です。こちらにつきましては、旧役場庁舎、小学校の前の六日市集会所の改修工事とそれから防災センター裏のところにガードパイプを設置する工事を予定をしております。

それから006基金積立金ですが、資料の93ページの下の方の表に掲載しております。とりわけ子育て支援事業等に対する基金の積み立てということで、まちづくり基金に9,210万円を積み立てるものでございます。それから財源は過疎ソフト7,810万円を借り入れるものでございます。そのほかふるさと応援基金の積み立てあるいは寄附金等がございます。

それから予算書に戻っていただきまして、021公共施設等総合管理計画策定事業費事業委託料ですが、債務負担行為にかかる28年度分357万5,000円でございます。今年度で終了

でございます。

それから次に目の6企画費です。004定住対策事業費、参考資料の94ページ下の表でございます。誘致企業的高速インフラ・フレッツ光の伝送整備の工事、あるいは創業した企業の事業活動を支援して産業の振興、新たな雇用機関の拡大、それから町外事業者が町の進出、検討地を視察した場合の旅費の一部を助成する、そういった経費でございます。建設工事費が838万円、企業立地の促進助成金395万8,000円、企業誘致視察の補助金35万円。財源としましては、過疎債が830万円とふるさと創生基金の繰入金で430万8,000円でございます。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、40ページです。上から2番目の施設修繕料につきましては、空き家活用型移住促進住宅の改修等93万2,000円でございます。それからその5つ下、定住支援業務委託料25万円、これは空き家登録10軒分にかかるものでございます。それからそのまた4つ下、事務用備品、これにつきましては移集支援員用のパソコン等でございます。施設備品につきましては、お試し住宅のガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機等の購入費でございます。それから空き家活用集落担い手確保事業補助金、これにつきましては6件分を見込んでおります。それからUIターン子育て支援事業補助金は45件分を見込んでおります。それから1つ飛んで、空き家家財等処分推進事業補助金、これにつきましては5件分、子育て世代住宅取得資金利子補給は7件分を見込んでおります。

それから006の町民文化祭事業費、一番下の維持補修工事ですけども、中学校から町道に上がるところに階段の改修工事を16万2,000円計画をしております。それから41ページの上から2行目、施設備品につきましては、電気ボックスの購入費でございます。

それから007ケーブルテレビ事業費の一番下の新規加入者助成金ですが、UIターン15件、新築家屋10軒分を見込んでおります。

それから011企業誘致対策事業費、参考資料の94ページの下の方のところでございます。済いません。こっかがあれでしたね。さっきの。さっき説明したの、ここでした。済いません。企業誘致対策、こちらが94ページ、参考資料の94ページが先ほど言いましたけども、企業誘致企業的高速インフラ等の整備でございます。

それからそれ以外で、予算書の上から施設修繕料108万円がありますけども、旧高尻保育所のテラスの修繕費でございます。

それから021エネルギー対策事業費です。その中の公用車リース料51万9,000円、新たに電気とガソリンの併用車プラグイン（PHV）の公用車を導入する予定にしております、そちらにかかるリース料51万9,000円でございます。その設置に伴いまして、本庁舎のほうに充電設備を設置することによる改良工事費が10万8,000円でございます。それから太陽光発電導入につきましては20軒分、県のほうから歳入80万円がございます。それから木質

バイオマス熱利用の補助金につきましては10軒分、県補助33万円でございます。

それから42ページ025総合計画策定事業費、参考資料の95ページの上のところでございます。前期評価、後期評価に基づく修正を行って向こう10年間の次期計画を策定するというところで、調整委託料394万8,000円を計上しております。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、028町民憲章・町歌制定事業費です。これにつきましては、衣装の購入費ということでハッピーを100着製作する予定にしております。それにかかるデザイン委託料が64万8,000円でございます。

それから次に033地域おこし協力隊事業、こちらにつきましては、参考資料の95ページ下のところに説明が記載してございます。地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の活動を行うということで、地域おこし協力隊5名配置ということです。経費といたしましては、隊員の報酬1,060万7,000円、コーディネートの委託料695万1,000円です。財源は特別交付税でございます。

それから次に予算書では036地方創生総合戦略推進事業費、参考資料では96ページの上の表です。地方創生の推進委員の報酬47万4,000円、あるいは総合戦略の策定支援業務の委託料54万円等々の経費でございます。

それから予算書では037地域力創造アドバイザー活用事業費、参考資料では96ページの下の方のところでございます。外部専門家の招へいをして指導助言をいただくということで事業委託料480万3,000円でございます。

それから予算書では42ページの038ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費、参考資料では97ページの上のところでございます。ふるさと納税の関係の経費でございます。今年度PR支援事業ということで、日本郵政グループと連携してPR活動を行うということで、カタログの作成あるいは特産品の調達発送、都市部の郵便局へのパンフの設置等々にかかる委託料203万7,000円でございます。

そのほかにも予算書の43ページの上のほうにありますけども、ホームページの保守の委託料20万円あるいは新たに基金の管理システムの導入にかかる電算システム151万2,000円、ノートパソコン、プリンター等の購入費12万4,000円等の経費が予算として計上してあります。

それから予算書の43ページは040団体負担金、下から3つの萩・石見空港利用拡大促進協議会の負担金、参考資料では97ページの下の方のところでございます。負担金131万9,000円ということで、財源としてふるさと創生基金を充てておるところでございます。

それから予算書の050その他経費です。下のほうになりますが、調査委託料398万4,000円ございますが、既存資源の有効活用調査に関する委託料でございます。

それから一番下のげんき地域づくり事業補助金につきましては、新規５件、既存既にやっておるところの継続事業７件分を計上しております。

それから目の７土地対策費です。００２職員人件費ですが２名分計上しておりますけども、こちらの本体のほうは土木費のほうに移しております、この人件費だけが移し漏れておりましたので、これにつきましては、また人事異動の補正予算等を組むときに土木費のほうに移していきたいというふうに思います。本来ですと土木費の計上すべきものでございます。

４４ページの目の８電算管理費です。００３基幹システム費です。機器保守委託料６９５万５,０００円ですけども、総合行政システム、戸籍のシステム、プリンター等にかかる保守の委託でございます。それからソフトウェアの保守委託料につきましても同様でございます。それとグループウェアの保守等も含まれております。２,２０６万２,０００円、それから電算システムの開発につきましては、戸籍のシステムを新たに更新することとしておりますので、それと番号制に対応する業務にかかる経費３,０３５万４,０００円でございます。それから電算機器のリース料につきましては、総合行政システムあるいは基幹系の端末、高速プリンター等のリース料でございます。それからソフトウェアにつきましても、総合行政システムのソフトウェアのリース料でございます。それから電算部品の購入費につきましては、戸籍システムにかかる機器あるいは番号制の関係の機器、プリンター等の購入費でございます。ソフトウェアの購入費につきましても、やはり戸籍あるは番号制対応のパッケージ等の購入費でございます。

それから次に４５ページのほうにいきまして、目の１０自治振興費です。００４地区組織活動費です。こちらにつきましては、一番下の自治振興交付金、新たな制度によるもので向こう５年間、また実施をするというものでございます。全員協議会で説明があったとおりでございます。

続きまして０２１地区集会所の建設工事費。参考資料では９８ページの上のところでございます。立河内集会所の解体撤去及び新築工事ということで、測量設計業務委託６９４万５,０００円、建設工事費４,６３３万２,０００円、解体撤去工事費４９９万５,０００円でございます。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、地区集会所のところ一番下に用地補償費というのがありますが、休耕補償１７万４,０００円でございます。

それから目の１１電源立地地域対策事業費００３電源立地地域対策事業費です。参考資料では９８ページの下の方に記載がしております。事業概要は小中学校の机の補修、柿木及び六日市小学校の会議室にエアコンの設置ということで、経費としまして、小中学校の机の補修は５１８万４,０００円、エアコンの購入費が１１４万９,０００円、財源として電源立地地域対策交付金４４０万円を充当するというものでございます。

続きまして４６ページ、目の１２諸費００３交通安全対策費です。下から２番目小備品の購入費、これにつきましては、桃太郎旗あるいは反射ベスト、帽子等の購入でございます。

それから040団体負担金、一番下の鹿足郡交通安全協会負担金、法令外負担金ですが、これが新たに今年度から新規に加わっております。これまで補助金として支出しておりました町交通安全対策協会への補助金は40万5,000円払っていましたが、これについては全額廃止をしております。

それから続きまして項の2徴税費目1税務総務費です。002職員人件費につきましては5人分計上しております。

47ページ050その他経費です。下から6行目、土地鑑定評価の委託料がございます。土地の評価がえに伴うもので352万6,000円、それから下から3つ目の電算備品購入費は宅地の異動更新業務用のパソコン27万円の購入費でございます。

それから48ページです。項の3戸籍住民基本台帳費で目1戸籍住民基本台帳費で002職員人件費につきましては3名分でございます。

それから続きまして49ページ項の4選挙費目3参議院議員選挙費でございます。ことは参議院の選挙が行われますので、参議院の選挙経費について計上をしております。一番最後の事務用備品購入費62万5,000円を計上しておりますけれど、特に今のところはこれというものは決まっております。

続きまして50ページ項の5統計調査費です。目1統計調査総務費、今年度は018の経済センサスの統計が実施をされることとなっておりますので、それに関する経費が計上しております。

続きまして51ページです。款の3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費、002職員人件費につきましては、15名分でございます。

それから52ページです。010臨時福祉給付金事業費、一番下の臨時福祉給付金、平成27年度1,750人おりましたが、それに新規50人を加えまして1,800人分、3,000円掛ける1,800人で540万円を計上しております。歳入では国庫補助金10分の10全額補助金として入ってまいります。

続きまして53ページです。012低所得の障害遺族基礎年金受給者向けの給付金事業費、参考資料の99ページの上の表のところに事業概要等が掲載をしております。事業概要としては、臨時福祉給付金の対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金受給されている方に給付されるということで、給付金360万円、3万円掛ける120人分でございます。計上しております。財源としましては、事務費の交付金と給付費の交付金それぞれ10分の10を財源としております。

予算書では013低所得の高齢者向けの給付金事業費、参考資料では99ページの下の方のところと、参考資料のほうで見ていただきますと、事業概要で臨時福祉給付金の対象者のうち平成28年度中に65歳以上になる方に対して給付をされるということで、給付金3,750万円、

3万円掛ける1,250人分を予算として上げております。こちらにつきましても、財源は事務費の交付金と給付費交付金10分の10、それぞれ計上をしております。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、050その他経費です。こちら資料の100ページのところに掲載がしております。資料のほうで見ていただけたらと思います。事業概要にありますように、吉賀町社会福祉協議会への運営補助あるいはシルバー人材センター等への補助金等でございます。社会福祉協議会への補助金4,512万5,000円でございます。財源としましては、そこに記載のとおり交付金、補助金、過疎債等を充当しておるところでございます。

それから予算書の54ページの目の2高齢者福祉費、003老人福祉センター管理費、施設修繕費につきましては通常分でございます。施設備品購入費109万円ですが、宴会セット10セット分の購入費でございます。

それから005特養とびのこ苑の管理費、一番下の改良工事費ですが、電話設備の改修工事540万円でございます。

それから017老人ホームの入所措置事業費ですが、入所者39人分、7,299万1,000円でございます。

それから飛びまして、025要介護者生活支援事業費、参考資料では100ページの下のところに概要が記載しております。介護用品購入費等の助成ということで、120万円予算を計上しておるところでございます。

続きまして予算書の55ページ、目の4障がい者福祉費です。003特別障がい者手当等支給費、特別障がい者手当479万2,000円、15名分でございます。障がい者児児童手当34万8,000円につきましては2人分でございます。

それから007福祉医療助成事業費、こちらにつきましては、参考資料の101ページの上の表のところに概要が掲載してございます。医療費の1割を超えた分を助成ということで福祉医療助成費が1,600万円、歳入として県補助金が675万2,000円ということでございます。

それから次に予算書では56ページの050のその他経費、参考資料では101ページの下のところでは、事業概要で人工透析の治療を受けられる方への通院費の助成あるいは町外の障がい児デイサービスに通所する方またその保護者に対する交通費の助成ということで、それぞれ187万2,000円、126万円補助金を計上しております。歳入としては、過疎債のソフト180万円を充当しておるところでございます。

続きまして予算書の目6障がい者自立支援費です。003自立支援医療助成事業費、更正医療費助成につきましては、実績見込みと新規3人分見込んで219万1,000円でございます。それから育成医療費助成・療養介護医療費助成については、実績見込みによりそれぞれ8万

9,000円、81万円予算を計上しております。

それから004自立支援介護給付事業費につきましては、介護給付費あるいは障がい児通所給付費、実績見込みにより6,352万8,000円を計上しております。それからサービス利用計画作成費、これも実績見込み、それと新規1件410万円計上しております。自立支援訓練等給付事業費訓練等給付につきましては、実績見込みにより7,445万2,000円の計上でございます。

それから006地域生活支援事業費、こちらにつきましては、資料の102ページの上の表のところに掲載がしてあります。事業概要として障がい者及び障がい児がその有する能力を適正に持ち、自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するということで主な経費、手話通訳者設置事業委託料264万2,000円、地域活動支援センター施設管理費委託料668万6,000円、相談支援事業委託料508万円、日常生活用具給付費147万4,000円等でございます。それから財源につきましては、国庫補助金、県補助金、ふるさと創生基金をそれぞれ記載のとおり充当することとしております。

それから次に、民生費の項の2児童福祉費です。

○議長（安永 友行君） 課長、ここで休憩しよう。

○総務課長（赤松 寿志君） はい。

○議長（安永 友行君） 児童福祉費に入る前に休憩します。10分間。

午後1時59分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

なお坂田教育次長については、ちょっと急な用務ができましたので退席をされました。おつなぎしておきます。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、57ページのところの児童福祉のところから再開をしたいと思います。

005児童手当支給費です。

被用者児童手当6,011万円につきましては、実績見込みと新規17名分を見ております。

それから58ページ、非被用者児童手当につきましても実績見込みと新規3名を見ておるところでございます。

それから006放課後児童対策事業費、放課後児童クラブ嘱託職員につきましては15名分でございます。それから臨時雇用につきましては、休暇等への対応時の雇用賃金でございます。講

師謝礼は、外部講師、年間6回、6カ所分を計上しております。

それから、ずっと下におりていただきまして、事業委託料498万5,000円、これにつきましては六日市保育所への委託料でございます。

それから008次世代育成支援対策費、一番下の作業手数料ですが、定住促進イベント等への持参するパネルの製作費でございます。

それから013地域子育て支援拠点事業費、59ページのところですけれども、上から2番目、助産師の賃金、新たに助産師による出産・育児相談、栄養指導等を実施する賃金でございます。

それから016子育て支援ヘルパー派遣事業費、参考資料の103ページの上の表のところに記載しております。中学校3年生までの子供のいる世帯にヘルパーを派遣して子育て支援を行うということで、事業委託料68万4,000円で、財源としましては国、県、3分の1ずつの交付金を充当します。

それから資料ではその下の、103ページの下のところですが、予算書では017子育て応援企業認定事業費です。事業概要になりますが、認定を受けた企業に対して、報奨金を支給し、人材確保等の子育てしやすい労働環境整備を促進するというので、認定報奨金として100万円、20万円の5社分を計上しております。財源としましては、しまね結婚子育て交付金51万5,000円、2分の1ですが、それとふるさと創生金の繰入金で充当をしておるところでございます。

それから、予算書では018少子化対策出会創出事業、資料では104ページの上のところでございます。事業概要、結婚することの意識づけや動機づけを向上させるための講演会等の実施ということで、講師謝金50万円でございます。財源としましては、しまね結婚・子育て交付金、事業費の2分の1、30万4,000円とふるさと創生基金の繰入金30万5,000円でございます。

それから、予算書では019婚姻による新生活支援事業費、資料では104ページの下の方のところ。新婚に伴う新生活に係る居住費及び引っ越し費用の支援ということで、補助金54万円で、18万円の3組分を計上をしておるところでございます。財源としては婚姻による新生活支援事業費補助金、県の補助金4分の3、それからふるさと創生基金繰り入れ13万5,000円でございます。

続きまして予算書の59ページ下の保育所費、目の2保育所費ですが、002職員人件費につきましては2名分を計上しております。

それから60ページの008地域型保育給付事業費です。下から3行目、保育運営業務委託料、木部谷保育所の委託料でございます。給食の開始に伴う経費が増加をしております。

それから次に61ページ、010施設型保育給付事業費、保育所運営費の負担金、これは人事

院勧告あるいは処遇改善事業によるキャリアアップの加算等で単価が伸びたことによりまして、事業費が増加をしております。

それから法人保育所の運営補助金につきましては、昨年度はホームページの開設分が増額となっておりますが、それがなくなったことによりまして減額となっております。

それから011しまねすくすく子育て支援事業費、障がい児保育事業補助金は4名分でございます。

それから下から2番目の、民間保育所の運営対策補助事業は六日市保育所に対するものでございます。一時保育の事業補助金は実績見込みにより、310万3,000円計上しております。

それから022保育士確保対策事業費は、資料の105ページの上のところの表に掲載しております。事業概要で見ていただきますと、保育士の資格を取るために学習等に要した費用の助成、それから保育士の資格取得を法人が支援する場合、代替の保育士の賃金、保育士試験の受講費用等の助成、正規雇用保育士の人数を増加された保育所に補助金を支給するというところで、経費のところにありますが、正規職員化促進補助金240万円。それから、これにつきましては月額5万円の1年分の4保育所分を計上しております。それから保育士の資格取得助成金は30万円で、10万円の3人分。保育士の確保補助金は40万円で、10万円の4人分を見込んでおります。財源は県の交付金とふるさと創生基金の繰入金でございます。

それから、その下の050その他経費、資料では105ページの下のところです。休日の保育所の庭園利用者の促進のために、町内4カ所の民間保育所の庭園整備費用を助成するというところで、それと民間保育所が行う子供の生活リズムづくりや食育、命の大切さなどの講演会及び自然体験学習の費用助成ということで、庭園整備に対する補助金420万円、105万円の4保育所分、それから子育て講座の体験学習補助金10万円の4保育所分、40万円を計上しております。財源は県の補助金、それからふるさと創生の繰入金を充当しておるところでございます。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、61ページの目3母子福祉費、004児童扶養手当の給付費です。62ページのところで児童扶養手当の支給費2,277万9,000円、実績見込みと新規は5人分を見込んでおります。

続きまして、項の3生活保護費です。

63ページの目の2生活保護扶助費です。

003の生活保護費ですが、実績見込みと新規の開始件数を想定して計上しております。7,029万5,000円でございます。

それから続きまして、項の4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、002職員人件費は7名分でございます。

それから008地域医療対策費、参考資料の106ページの下の表のところでございます。

106ページ、上です、済いません、106ページの上の表。

六日市病院の第3次支援計画に基づく支援、それから医療従事者等の確保のための補助金ということで病院の補助金が2億3,733万4,000円、医療従事者の確保対策補助金が1,764万円、そのほか医学生の奨学貸付金170万円等の予算でございます。財源は過疎債のソフト、あるいはふるさと創生基金の繰入金、地域おこし基金の繰入金を計上しております。

それから続きまして、資料の106ページの下、予算書では64ページの011簡易水道会計の繰出金のところですが、先ほどの簡水会計の説明でもありましたけども、アセットマネジメントの計画等の策定経費3,275万3,000円に對しまして、過疎債のソフト事業3,230万円を借り入れるように計上をしております。

続きまして013食育推進事業費です。下から2番目、機械器具の購入費は食育推進員の教室に使うフードモデルの購入費でございます。

それから040団体負担金、参考資料の107ページの上のところにありますが、第2次救急負担金、精神障がい者の通院負担金等に過疎債のソフトあるいはふるさと創生基金の繰入金を充当しているところでございます。

続きまして、65ページの目の2母子衛生費です。

004子ども等医療費の助成事業費、66ページのところにありますが、子ども等医療費の助成、実績見込みによる推計で2,233万3,000円の計上でございます。

それから007妊婦の健診事業費、参考資料では107ページの下の表のところでございます。妊産婦の通院費助成320万円、健診助成52万円ということでございます。通院費助成につきましては40人分、健診助成につきましては5人分を見込んでおります。それから別途委託料を40人分計上しておるところでございます。財源につきましてはふるさと創生基金の繰入金を充当しております。

それから参考資料で108ページの上のところ、予算書では010の不育症治療費助成事業です。不育症治療費に対する助成ということで150万円、30万円の5件分を見込んでおります。財源はふるさと創生基金の繰入金でございます。

それから予算書の目の3予防費、004予防接種費です。予算書67ページのところですけども、予防接種医療機関委託料937万1,000円、受診者の増によりまして49万9,000円の増となっています。高齢者予防接種委託料につきましても、単価の増によりまして604万3,000円、73万6,000円の増となっております。それから風疹ワクチンの予防接種につきましては、20人から10人に減少をさせております。

それから006がん検診推進事業費、参考資料では108ページの下の方のところ。主な経費にありますように、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん、肺がん、胃が

ん等の検診の委託費でございます。財源としましては、がん検診の推進補助金5万1,000円と本人負担25万8,000円でございます。

それから予算書のほうは68ページ、目の4環境衛生費で、003七日市公衆トイレの管理費、改良工事費5万6,000円です。これにつきましては下水道への接続工事でございます。

それから目の5斎場費、003斎場管理費で斎場嘱託職員報酬、1名退職されますので、引き継ぎを見込んで3カ月分は3名体制ということで報酬額が若干伸びております。それから施設の修繕料16万9,000円ですが、1号炉の酸素濃度計の受信機の取りかえ、1、2号炉の主燃炉の炉内セラミック部分補修等でございます。

それから69ページの事業委託料16万8,000円ですけれども、火葬業務の研修委託でございます。

それから次に、項の2清掃費、目1ごみ処理費、004可燃物の処理事業費です。物品修繕料につきましてはごみ箱の修繕10基分でございます。それから購入費は3万7,800円、5基分でございます。

それから、団体負担金1億3,504万9,000円、参考資料の109ページの上の表のところでございます。今年度、鹿足郡不燃物組合の処理場の施設整備がありますので、それにつきまして過疎債の借入れが470万円でございます。

それから参考資料では、109ページの下の方、予算書では70ページの目の2し尿処理費で、003浄化槽維持管理助成事業でございます。浄化槽の維持管理の助成ということで1,338万4,000円計上しています。財源は過疎ソフト1,100万円でございます。

それから予算書の021個別合併処理浄化槽設置事業費、個別合併処理浄化槽の設置費の補助金49万6,800円、12基分でございます。

それから次に、款5労働費、項1労働諸費、目の2雇用対策費、003雇用対策事業費ですが、参考資料の110ページの上の方のところでございます。新規雇用により若年層の定住促進を図るとともに、従業員に資格、または免許を取得させる町内事業所の支援ということで、資格取得のための助成金300万円でございます。財源はふるさと創生基金300万円を充当しております。

それから予算書の71ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目の1農業委員会費です。

050その他経費、調査員の謝礼につきましては農地利用状況調査でございます。これにつきましては県の補助金10分の10でございます。

それから一番下の電算システムの保守委託料につきましては、農地基本台帳システムの保守、農地ナビの図面処理の委託等で3万7,800円、これも県の補助金10分の10でございます。

それから次に、目の2農業総務費、002職員人件費ですが、8名分を計上しております。

それから72ページの050その他経費、嘱託職員報酬、新規雇用1名分でございます。それから、指導員の謝礼につきましては産業振興のアドバイスに対する謝礼10万円でございます。

それから目の3農業振興費、003有機農業振興費につきましては、参考資料の110ページの下の方のところでございます。主な経費ということで、土づくり事業の補助金65万円、みんなでひろげる有機の郷事業補助金50万円、そのほか有機JASのサポート事業補助金10万円、土壌分析補助金5万円等でございます。財源はふるさと創生基金264万9,000円を充当しております。

続きまして予算書の73ページ、005経営所得安定対策事業費です。これにつきましては県の10分の10の補助事業でございます。

それから007農地利用集積特別対策事業費、これにつきましては参考資料の111ページの上のところに掲載しております。農地流動化の補助金361万5,000円。財源につきましては過疎債のソフト360万円でございます。

それから予算書の011中山間地域等直接支払交付金事業費、交付金2,898万円、45協定分でございます。

それから012農業振興の補助金、自給率向上事業補助金、大豆の200円の1万キロ、これ10トン分で200万円でございます。

それから農林業生産振興補助金10万円の6団体分、それから野菜等生産施設整備事業補助金、小規模ハウス20万円の3件分でございます。ただ、新規就農者育成確保事業、こちらにつきましては参考資料の111ページの下の方のところでございます。主な経費ということで半農半X支援補助金876万円、夫婦1組と5名分を見ております。それから青年就農の給付金825万円、これも夫婦1組と4名を見ております。財源としましては県の補助金とふるさと創生基金の繰入金でございます。

続きまして予算書の74ページ、027新農林水産業振興がんばる地域応援総合事業費です。補助金805万円でございます。ソフト事業、あるいはパイプハウス、新規就農のハウス等々の経費でございます。

それから028地域ブランド化推進事業費です。講師謝礼につきましては、昨年度は委託料で計上しておりましたが、今年度から謝礼金ということで組み替えております。それから施設備品購入費15万円につきましては、交流センターの加工室内の備品の整備でございます。

それから農産加工施設整備支援事業補助金につきましては、機械器具導入に対するもので1件分を計上しています。

それから032機構集積協力金交付事業協力金につきましては、経営転換の協力金30万円の

6件分と50万円の4件分、それから耕作者の集積協力金5件分、20万円でございます。

それから034米のブランド化事業、これにつきましては参考資料の112ページの上の表のところでございます。

主な経費ということで、土壌分析及び食味分析実証用の資材費64万円、土壌分析検査委託料40万円、そのほかモデルほ場への謝礼金、アドバイザーの謝礼金等々でございます。財源はふるさと創生基金を繰り入れております。

続きまして、資料ではその下の112ページの下、予算書では75ページの有機茶のブランド化事業です。これも全員協議会で説明があったとおりでございます。主な経費として、茶樹有機栽培指導講師謝礼、費用弁償等31万1,000円、コンサルティング事業の委託料432万円、そのほか土壌分析8万円等でございます。歳入につきましては、県の補助金とふるさと創生基金の繰入金を充てております。

それから参考資料では113ページの上、予算書では75ページの036薬用作物等生産振興事業費です。これも全員協議会で説明があったとおりでございます。経費としましては、専門家の参加協力謝礼金70万円、専門家及びメーカーの協議旅費117万6,000円等でございます。財源はふるさと創生基金を充てております。

続きまして、予算書では76ページ、目の4農業振興施設費、004のふれあい会館の管理費、施設修繕料209万9,000円ですが、通常分の30万円と外壁の塗装179万9,000円で、合計209万9,000円でございます。

それから006農産加工場の管理費、施設備品購入費216万円につきましては餅つき機の購入費でございます。

それから008農業振興施設管理費、施設修繕料はガラスの修繕、それから施設備品購入費はオープンショーケースの購入費110万円でございます。

それから、目の5畜産業費、003畜産振興事業費、77ページのところですが、優良基礎牛の導入事業補助金、通常分3頭と拡大分6頭、計9頭分を見ております。

それから続きまして、目の6農地費、002職員人件費は1名分です。

003農道水路維持管理費です。

事業委託料50万円ですが、これはほかの事業でも同様なんですけども、工事請負費の一部を今年度から委託料に幾らか組み替えをしております。維持補修工事費は通常分として200万円でございます。

それから021中山間地域総合整備事業、資料では、ちょっと飛ぶんですけど115ページの下の方に記載がございます。高津川地区中山間地域総合整備事業負担金675万8,000円。月和田の圃場整備と朝倉の防火水槽でございます。財源は地元の負担金と過疎債のハードでござ

います。

それから予算書の77ページですが、028農地有効利用支援整備事業費、これにつきましては、七日市地区の区画整理と注連川地区の排水溝の整備でございます。農地有効利用支援整備事業補助金31万3,000円と運営資金の貸付金78万2,000円で、合わせて109万5,000円でございます。

それから農地環境整備事業費、立河内地区の負担金、資料では116ページの上のところでございます。また資料の145ページのところでは図面も添付してありますので、またそちらのほうも後ほどごらんをいただいたらと思います。

それから144ページには建設水道課の事業の一覧表もついておりますので、そちらのほうも参考にさせていただいたらと思います。

先ほどの立河内地区の負担金につきましては、分担金が半額の1,050万円と過疎債1,050万円と2,100万円としております。

それから予算書では、030農業基盤整備促進事業費です。有飯地区の区画整理と樋口地区の耕作道の舗装、資料の146ページに図面がついておるところでございます。維持補修工事396万円でございます。

それから予算書の77ページ、031多面的機能支払交付金事業費ですが、78ページのところで農地維持支払交付金494万3,000円につきましては継続10組織分、資源向上支払交付金（共同活動）325万円につきましても継続10組織分、長寿命化活動分につきましては継続4組織と新規2組織で572万5,000円でございます。

034の農業競争力強化基盤整備事業費は、参考資料の116ページの下のところに掲示をしております。真田地区の区画整理で地形図の作成業務等も含まれております。147ページのところに位置図もつけておるところでございます。

それから035県単農地集積促進事業費、参考資料117ページの上の表のところは、金色地区、幸地地区、大野原地区の3地区の事業費でございます。こちらにつきましては、財源が漏れておりますけども、10分の10、793万円、県からの補助金がございます。

それから予算書の78ページ、050その他経費、土地改良区の補助金は、今年度、総代選挙に係る経費が若干増となっております。

続きまして、項の2林業費、目1林業総務費、002職員人件費につきましては2名分でございます。

それから79ページの003鳥獣被害対策費です。資料では、ちょっと戻っていただきますが113ページの下のところに掲載がしております。全員協議会でも説明があったとおりでございます。主な経費ということで、そこに記載のとおりでございます。財源はふるさと創生基金を充

てております。

続きまして、予算書の79ページ下のところ、目の2林業振興費で、004森林整備地域活動支援交付金事業費ですが、8,000円の500ヘクタールで400万円。林業振興の補助金、簡易作業路の開設及び修繕ということで新規500メートル、修繕3件を見ております。

それから町行造林につきまして、021の町行造林につきましては、事業委託料は搬出間伐、下刈り、不要萌芽の除去、作業道の開設等でございます。それから分収林の分配金等も計上しております。

それから80ページ、022公社造林の事業費です。事業委託料は初回の保育間伐14ヘクタール等でございます。町有林の整備事業量委託料は下刈り、雪起こし等、3.26ヘクタールでございます。

それから028木の駅プロジェクトですけれども、これ地代につきましては昨年までは事業委託料ということで計上しておりましたけれども、直営に移行するということで、コーディネーターの賃金以下ごらんの経費を計上するものでございます。

それから029林業従事者育成事業費、参考資料では114ページの上のところでございます。林業に携わる人材育成ということで研修料100万8,000円、そのほか講師の謝礼、機械器具の購入費等を計上しております。財源は個人負担金とふるさと創生基金からの繰入金でございます。

それから、030、資料はその下のところです。予算書では80ページ下のところ、030ふるさと森再生事業、みろく公園内の森林に適切な整備を加えて後世に引き継いでいく事業委託料351万5,000円ですが、これは10分の10の助成金がございます。

続きまして、予算書の81ページの目の3林業振興施設費です。

82ページの005林業総合センター管理費、下から2番目の改良工事費194万4,000円、これにつきましてはトイレの改修工事でございます。

それから次に、目の4林道費、002職員人件費は1名分でございます。

003林道維持管理費につきましては、資料の115ページの上の表のところに記載しております。維持工事費1,255万8,000円でございます。ここの中でもやはり同様に、工事費から委託料に若干組み替えをしておりますので、そのようにごらんをいただきたいと思います。

続きまして、予算書83ページの款の7商工費、項の1商工費、目1商工振興費、003商工振興対策費です。商工会補助金につきましては、小規模事業経営支援分と販路開拓分ということで762万4,000円。認定職業訓練事業補助金は情報処理研修、あるいは移動式のクレーンの講習会等の開催により38万5,000円でございます。中小企業育成資金利子補給金は継続分と新規分30万円合わせて102万円でございます。緊急信用保証料給付金は5件分100万

円。産業活性化支援事業補助金は販路開拓2業者分、研究開発2団体分で50万円。産業都市連携事業補助金は6事業者28万円でございます。

それから84ページの小規模事業者経営改善利子補給につきましては、継続と新規で18万円、合わせて39万9,000円。中小企業整備貸与補助金は3件分でございます。

それから022地域経済活性化事業費、参考資料では117ページの下のところでございます。小規模店舗連携活動支援事業補助金696万円。財源は過疎ソフトでございます。

それからその次、024住宅改修の事業費、参考資料は118ページの上のところでございます。事業補助金800万円ということで、20万円の40件分を見込んでおります。財源につきましては過疎ソフトでございます。

それから予算書の027地域産業人材育成事業費補助金ですが、よしか立志塾の実施協議会に補助金150万8,000円でございます。

028地域商業等支援事業費、参考資料の118ページの下のところ。620万円で、小売店舗等の持続化支援事業3件分と移動販売の支援事業2件分を計上しております。財源は県の補助金310万円でございます。

それから029創業チャレンジ支援事業、参考資料119ページ、上のところですが、これも全員協議会で説明があったとおりでございます。補助金220万円、創業者、第二創業者枠が4件分、認定創業者支援枠が20万円計上でございます。

続きまして、予算書では84ページ、目の2観光費、003観光振興対策費です。参考資料では119ページの下のところ。観光素材の活用対策の広告料、中国新聞への広告料でございます270万円。観光協会の補助金が849万1,000円で、財源はそこにありますように基金の繰入金等を充当しております。

続きまして、予算書84ページの004健康増進交流促進管理費、ゆ・ら・らの管理費でございます。資料は120ページの上のところでございます。今年度は施設管理委託料、指定管理料に加えまして、クリーニング事業委託ということでタペストリーの委託等を、タペストリーのクリーニングでございます。それから施設備品の購入費につきましては、Wi-Fiの設備を設置するものでございます。それから、そのほか維持補修工事費ということで駐車場の樹木の伐採工事109万7,000円も計上しておるところでございます。

それから続きまして、85ページの目の3都市農村交流費、003ふるさと会事業費の事業委託料108万円ですが、写真のデータ化をするアーカイブ事業を継続して実施をします。

それから004道の駅の管理費の光熱水費、あるいは一番下の、機器保守委託料、これは電気自動車の充電設備を整備したことによる経費の増でございます。

それから86ページです。

005 地域間交流拠点施設管理費、エコビレッジの管理費です。参考資料では120ページの下のところですが、指定管理から直営にかわっておりますので、管理者の賃金等を計上しております。それから修繕費につきましては玄関の天井の修繕を計上しております。それから施設備品は消火器、電話機等の備品購入でございます。

それから006 交流研修センターの管理費で施設修繕料につきましては、通常分とトイレの改修、自動火災警報器、天井の改修費等でございます。

それから022の墨田区等交流事業費、昨年は石見空港の利用促進事業費というものを組んでおりましたが、それからこちらのほうに事業費を移行しておる部分も含まれております。

それから87ページで、023 吉賀ツーリズムの推進事業費、体験プログラムの補助で、3団体分の60万円を計上しております。

それから「彫刻の道」整備事業につきましては、資料の121ページ、上側のところに掲載しております。モニュメント公園の整備ということで、設計監理につきましては植栽計画等の設計監理108万円、改良工事はフェンス、植栽等の工事でございます、2,212万2,000円。彫刻等の購入費、これは名板を3枚購入するものでございます。財源は過疎債のハード、ふるさと創生基金の繰入金でございます。

それから、121ページの下、026 スポーツ文化交流促進事業ということで、これにつきましては教育団体等が実施する町内の宿泊施設を利用して合宿あるいは大会、体験等を実施する場合に、費用の一部を助成するものでございます。補助金40万円、2,000円の200人分を見ております。

続きまして、予算書87ページ、土木費です。

土木総務費の職員人件費は2名分でございます。

それから003 下水道事業特別会計繰出金ですが、資料の122ページの下のところ——済いません、上のところでした。上のところで、下水道施設台帳管理システムの更新分。この繰出金のうち617万8,000円について、過疎債を610万円借り入れるというものでございます。

それから予算書に戻ってきまして、021 県営事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業ですが、柿木の第1地区の事業費の1割分、100万円でございます。

それから88ページです。

050 その他経費で弁護士謝礼は訴訟に係るものでございます。それから下のところの著作権料はデータの利用料。町道償還金は3路線分でございます。

それから目の2 土地対策費、これは冒頭、総務費のところでは言いましたが、総務費からこちらのほうに移したものでございます。時間外手当は2名分でございます。

それから003地籍調査事業の登記事務嘱託につきましては、ことしから1名増としております。

それから89ページの測量業務委託料3,888万8,000円、新規事業として幸地1、白谷7、継続事業で田野原3、白谷7でございます。

続きまして、項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁維持費、003道路維持管理費ですが、事業委託料1,418万9,000円につきましては、橋梁のアセットマネジメントシステムの管理、橋梁点検等でございます。

それから測量設計業務委託料は維持補修工事用の通常分でございます。維持補修工事につきましては通常分として600万円でございます。

それから機械器具購入費は工業用の内視鏡コンパクター等の購入費等でございます。

それから移転補償費は、立河内地区の圃場整備事業に伴う簡易水道、下水道等の移転補償に伴うものでございます。あ、道路の移転ですね、道路の移転です。

それから90ページ、橋梁維持管理費で、参考資料の122ページの下のところに書いてあります。橋梁の維持管理、長寿命化の推進ということで維持補修工事7,000万円、5カ所を予定しております。歳入は社会資本整備交付金4,900万円でございます。

それから005予算書で除雪車の整備料ということで、修理代が非常に増加をしております。昨年と比べて530万円増加をしております。

それから次に目の2、道路橋梁新設改良費です。職員人件費は2名分。

021木部谷線改良事業につきましては、150ページのところに平面図がつけておりますので、またごらんいただきたいと思います。改良工事費、延長180メートルでございます。

それから028初見河津線の改良工事費、151ページに平面図がついております。延長500メートルでございます。

それから朝倉真田線の改良工事、これは152ページのほうに平面図がついております。改良工事費と電柱移転の補償費でございます。

それから041町道田野原山線改良工事、資料の123ページの上の表のところと、149ページの平面図、そちらのほうをごらんいただいたと思います。この舗装延長、資料で650とありますが300メートルの誤りでございます。

それから043夜打原相生線交通安全施設、図面は153ページについています。相生橋側道橋の架設工事7,480万円でございます。

045町道坂折吉原線の改良工事、154ページに図面がついておりますが、側溝の新設等で延長120メートルでございます。

91ページ、056町道広石線の改良工事、参考資料では123ページの下のところにあります。

す。側溝等の改良工事、延長５００メートルでございます。図面は１５５ページでございます。

それから０５７町道新田原線改良工事、資料１２４ページの上に概要が記載しております。舗装工事６５０メートルでございます。図面は１４８ページでございます。

それから０５８町道上幸地線改良工事、資料は１２４ページの下です。図面は１５６ページのほうに記載がございます。

それから０６０町道真田塔ノ峠線の改良工事、資料は１２５ページの上のところにあります。測量設計業務委託料でございます。図面も別途掲載しております。

続きまして、目項の３の河川費、河川総務費で河川浄化の維持補修工事は通常分です。河川浄化事業の支払いにつきましては、２８万２,８０１平米分を予定しております。河川工事費は通常分でございます。

それから河川改良費の鋳物師川改良工事、１５８ページに平面図が掲載しております。

抜月用排水路改良工事、１５９ページに平面図が記載をしております。

続きまして、９２ページ、住宅費です。

住宅の管理費ということで、参考資料１２５ページの下表に事業概要が掲載をしております。維持修繕工事、下水道の負担金ということで、新横立団地の下水道の接続工事あるいは外部の塗装等です。それから溝上団地の、あるいはグレースマンションの屋上の防水工事等々の工事費でございます。それから受益者負担金は８戸分でございます。歳入につきましては社交金あるいは町営住宅の使用料等でございます。

それから住宅建設費です。

参考資料は１２６ページの上、それから図面につきましては１６０ページと１６１ページのところに掲載をしております。

沢田団地の設計業務の委託料が８００万円、とびのこ山団地の設計監理業務３９３万４,０００円、とびのこ山団地の建設工事費８,７４５万５,０００円、公営住宅等長寿命化計画策定調査委託料３８３万４,０００円等々でございます。歳入のほうは社会資本整備総合交付金と公営住宅建設事業債を充当しております。

続きまして、予算書９３ページの消防費です。

常備消防費につきましては、団体負担金、資料では１２６ページの下のところですけども、設備整備の負担金５３万５,０００円とありますが、これ４５８万４,０００円の誤りです。参考資料の１２６ページのほうは５３万５,０００円になっていますが、予算書に記載のとおり４５８万４,０００円が正しい数字でございます。こちらに対して過疎債のハード３４０万円を充当しております。

それから非常備消防です。１２７ページの上の表のところでございます。柿木の防災センター

の改修工事ということで、設計工事の監理業務５４万円委託料です。それから工事請負費１，４２３万５，０００円等々の計上でございます。こちらにつきましては、益田広域組合から７９０万７，０００円負担金をいただくことになっております。

続きまして９４ページ、００７消防車両の維持管理費で、車両購入費２万２，０００円というのがありますが、リース期間が満了した車両の購入費でございます。

それから０２１の消防車両の整備事業につきましては、参考資料の１２７ページの下のところにありますが、積載車１台購入でございます。蔵木地区に配置を予定をしております。

それから予算書の０５０その他経費の一番下、機械器具の購入費ですが、団員用の安全靴１５０足分、２年計画で計画しておりまして、ことしで終わりです。それを含めて２９９万３，０００円の予算となっております。

それから目の３災害対策費の職員人件費につきましては、災害対応時の時間外手当等でございます。

それから００３の災害対策費は資料の１２８ページの上のところに掲載がしてございます。とりわけ今年度、防災士の取得を促すということで研修開催の委託料を２００万円計上しておるところでございます。あとは自主防災組織の整備等に伴う補助金でございます。それから歳入で１３２万円とありますが、これは防災士研修を町外の参加者が受けられた場合に負担金をいただくことにしておりますので、町内の方は無料ですけれども、町外の方からは負担金をいただくことにしておりますので、それが１３２万円でございます。

それから９５ページのほうに戻って、予算書、０２５木造住宅耐震化等促進事業費、例年のとおり耐震診断２件と改修工事２戸分を見込んでおります。

それからその下の０４０団体負担金は県の防災システムの負担金ですが、通常分と改修工事分６５８万５，０００円を合わせて７６８万５，０００円でございます。

続きまして、教育費、９６ページです。

教育総務費の事務局費のところですが、００２職員人件費は特別職１名と職員３名でございます。

９７ページ、００４スクールバスの運行事業費で、維持補修工事費、一番最後、５１万９，０００円ですが、柿木のバス待合所の移設工事でございます。

それから００６特別支援教育事業費、臨時雇用賃金ですが、外国籍児童の補助等によりまして１３４万９，０００円増額となっております。

飛びまして９８ページ、０２３サクラマスプロジェクト事業費、参考資料では１２８ページの下のところですが、地域会議の補助金２９３万５，０００円の計上しております。財源はふるさと創生基金を充てているところでございます。

それから027の吉賀高校魅力化支援事業費、参考資料では129ページの上のところではコーディネーターの報酬、通学バスの委託、国内研修の補助、振興会の補助金、あるいは回数券の購入費等々の経費でございます。歳入は過疎債のソフト1,400万円を充当しておるところでございます。

それから続きまして、029よしか塾の事業ということで、支援コーディネーター報酬614万4,000円で1名増員の報酬を組んでおります。財源はふるさと創生基金を充てております。

それから、予算書では99ページの050のその他経費、下から5行目の事業委託料は小中学校の草刈り業務でございます。それから機械器具の購入費は草刈機の購入費でございます。

それから目の3、基幹集落センター費、003六日市基幹集落センター管理費ですが、施設の修繕料は通常分に加えてフロアの張りかえ工事を含めて546万9,000円でございます。

それから100ページ、004柿木基幹集落センターの管理費、施設修繕費163万4,000円ですが、通常分に加えて2階の畳の表がえ、玄関ホールの床の張りかえ、電源設備の改修工事等でございます。それからずっと下において改良工事費308万1,000円ですが、1階の女子トイレの改修工事でございます。事務用備品はプリンター、施設備品はプロジェクター、ワイヤレスアンプの購入費でございます。

それから続きまして教員住宅費ですが、施設備品は通常分で機械器具の購入費20万円は給湯器の購入費用であります。

それから学校給食費の職員人件費は5名分でございます。

101ページの003、六日市共同調理場の管理費、物品修繕はサラダ室の冷却器のパッキン、配膳室の冷凍庫のパッキン等でございます。それから施設備品、一番下ですけれども、泡立て器、鍋等の購入費18万9,000円でございます。

それから七日市共同調理場管理費も修繕費等は通常分でございます。

102ページの一番上、施設備品の購入費はまな板、包丁、ざる等でございます。

それから006の柿木共同調理場は、物品の修繕が通常分に加えて冷却器の修繕費が含まれております。それから改良工事費49万5,000円はトイレの改修工事でございます。それから施設備品はスチームコンベクションのオーブン、鍋、食缶、皿等の購入費でございます。

それから050その他経費は参考資料130ページの上のところに掲載しております。学校給食会の運営補助ということで運営分が704万9,000円、学校給食費の無償化分が2,410万9,000円でございます。昨年度は、これにつきましては補正予算で計上しておりますので当初予算には計上してありませんでしたけれども、今回は当初予算に計上するものでございます。財源はまちづくり基金の繰入金を充当しております。

予算書の103ページ、小学校費です。

003事務局管理費、施設修繕費は405万6,000円ですけれども、通常分に加えて朝倉小、七日市小学校のプールのろ過機の修繕、蔵木小学校のプールのタイルの修繕、蔵木小学校の教室の電灯の増設等の工事でございます。それから下から2番目の施設備品購入費は机、椅子5組分でございます。教材購入費は指導用の教材等でございます。

それから、004小学校の教育活動費、報償用物品費15万円ですけれども、学校図書館の活用の表彰用の図書カードの購入費でございます。

それから104ページは備品購入費のところですが、とりわけ図書の購入費につきまして、向こう5年間、各学校10万円ずつ上乗せをしておるところでございます。

それから023の小学校の施設整備事業費、資料の130ページの下の方に記載がございます。朝倉小学校の体育館の屋根の改修工事ということで、設計監理が127万3,000円、改良工事1,641万6,000円で、財源は過疎債1,760万円でございます。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、小学校の教育振興費、要保護・準要保護の援助費は48名分でございます。特別支援教育の事業費は7学級、13名分でございます。遠距離通学の助成は44名分でございます。

105ページの中学校費です。

003の事務局管理費、施設修繕料278万9,000円ですが、通常分に加えて、柿木中学校の調理室の電気温水器の取りかえ、吉賀中学校のガス漏れ配管の修理、職員室の黒板、教室のロッカー等でございます。

106ページに飛んでいただきまして教材購入費912万3,000円ですが、教師用の備品とデジタル教科書の購入費でございます。

それから004中学校の教育活動費、107ページです。最後のところで、備品購入費が4行ありますが、こちらも同様に各学校10万円ずつ図書の購入費を上乗せをしておるところでございます。

それから中学校の021施設整備事業費、資料は131ページの上のところの表に掲載がしてございます。六日市中学校の校舎の改修工事と吉賀中学校の下水道の接続工事でございます。

六日市中学校の改修工事の設計監理業務が550万8,000円。それから六日市中学校の改良工事、資料のほうは1億3,662万円になっておりますけれども、1億2,528万円が正しい数字でございます。これは、1億3,662万円は、下の吉賀中学校の下水接続工事が含まれておりますので、六日市中学校の改良工事費は1億2,528万円が正しい数字でございます。財源は過疎債を借り入れることとしております。

それから中学校の教育振興費、要保護・準要保護は29名分、特別支援教育は5学級6名分

ございます。遠距離通学は10名分でございます。

続きまして、108ページの社会教育費、002職員人件費は3名分です。

それから人権教育の促進事業費、004事業委託料は映画の上映に係る委託費でございます。

それから109ページ、011文化振興事業費、文化振興補助金、これ去年は補正予算で実施をしましたけども、文化活動に対する補助金200万円、これにつきましては、県の振興協会からの助成金10分の10、200万円がございます。

それから団体負担金ですが、131ページの資料のところの下表にもありますが、派遣社会教育費の負担金につきましては過疎債のソフトを充当しておるところでございます。

それから110ページの公民館費です。

各種委員費の公民館長報酬は、条例改正で提案しておりますとおり報酬の改定を見込んでおります。それから事務局管理費は大きな異動はございません。

それから次に111ページの図書館費です。

事務局管理費003ですが、132ページの上の表のところにありますけども、LED照明に更新するための改良工事費248万4,000円でございます。

それから次に112ページの図書館の運営費で、下から2行目の施設備品の購入費は書架の購入費でございます。

続きまして、113ページ、保健体育費です。

050その他経費で下から3行目、事業委託料60万2,000円ですが、日本サッカー協会が行う夢の教室の開催経費でございます。それから施設備品購入費、駅伝用のたすき40本とキャンプ用のテント10張り分でございます。

それから次に、保健体育施設費で003六日市体育館の管理費、参考資料の132ページ、下の表のところに記載がしてありますが、屋根の改修工事ということで設計監理業務委託205万2,000円と改良工事費、これもちよっと訂正をいただきたいんですが4,161万2,000円となっておりますけれども、4,438万8,000円でございます。財源は過疎債のハードと体育館の使用料でございます。

そのほか修繕費として煙感知器の取りかえ、自火報の受信機、バッテリーの取りかえ等の修繕経費も見えております。

続きまして、予算書では005真田グラウンドの管理費です。

施設の修繕料は、浄化槽の送風機の取りかえ等の修繕費がふくまれています。それから施設管理の委託料135万6,000円につきましては、180日分見込んでおります。それから改良工事費102万6,000円はトイレの洋式化の工事でございます。

それから115ページの蔵木のグラウンドゴルフ場の管理費ですが、臨時雇用賃金は月に

25日として1年分を計上しております。それから何ほか下へさがっていただいて、清掃委託料64万4,000円ですが、コースの周辺あるいはコース内の除草作業等でございます。それから施設備品購入費8万1,000円はテレビの購入費でございます。

それから続きまして、008のスポーツ公園の管理費の一番下の施設備品は卓球のネット、ラケット等の購入費でございます。

それから116ページ、010大野原運動交流広場の管理費、参考資料では133ページのところです。公認グラウンドゴルフ場の設計業務の委託220万円、休憩室のトイレの新築設計監理業務110万円、トイレの建設工事2,980万8,000円でございます。財源は過疎債のハードを充当をしております。

それから公債費につきましては、今年度の償還分の元金と利子を見込んでおるところでございます。予備費は昨年同様600万円の計上でございます。

以上が歳出予算でございます。

○議長（安永 友行君） 歳出のほうが済みましたので、ここで10分間休憩し、歳入に移ります。休憩します。

午後3時17分休憩

.....

午後3時27分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 引き続き、一般会計の説明を行います。歳入のほうになるかと思います。赤松総務課長、よろしくお願いします。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、歳入のほうの説明をさせていただきます。

14ページをお開きをいただきたいと思います。

まず町税のところからですが、町民税の個人につきましては、現年度課税分につきましては徴収率99.3%で見込んでおります。ただ滞納繰り越し分は、同様に32%で見込んでおります。それから法人につきましては、99%で見込んでおるところでございます。固定資産税、現年分は98.7%、滞納繰り越し分は12%です。それから、軽自動車税は現年分が99%、滞納繰り越し分が30%です。たばこ税と入湯税につきましては減少傾向にありますので、減少率による推計を行っておるところでございます。

それから、15ページの地方譲与税かあるいは交付金につきましては、国から示された伸び率等によって推計をしておるところでございます。個別には説明しませんので、また後ほど見ていただきたいと思います。

16ページの下の地方交付税です。対前年度3億1,560万8,000円減額となっておりますけれども、減額になった理由等は先ほどの予算の説明のところで話したとおりでございます。普通交付税につきましては、26億7,806万7,000円計上してはありますが、決算見込みを27億2,806万7,000円と見込んでおります。5,000万円留保しております。特別交付税につきましては、3,000万円の留保見込んで、合わせて地方交付税で8,000万円留保を見込んでおるところでございます。なお、交付税の決定につきましては8月ぐらいになろうかと思っております。

続きまして、17ページです。交通安全対策特別交付金は大きな変動はございません。

続きまして分担金及び負担金で、農業費の分担金です。中山間地域総合整備事業分担金は事業費の7.5%で243万1,000円。農業基盤整備促進事業分担金は、事業費の15%。農地環境整備事業分担金は、事業費の7.5%でございます。それから、急傾斜地崩壊対策事業分担金は、町負担金の5%でございます。防災無線の分担金は1基分を計上しております。

それから、続きまして負担金です。老人措置費県負担金は、入所者本人と扶養義務者分で2,120万8,000円。生活管理指導員派遣事業利用料は、300円で週2人の52週分。それから、高齢者等軽度生活援助利用料は300円の648時間と、よしかの里分300円の4時間の4回の12カ月分を見込んでおります。後期高齢者医療広域連合派遣経費負担金、これは連合から町のほうにもらうものですが、派遣職員の給与費分について、連合のほうから町のほうに負担をしていただきます。成年後見等利用者負担金は、切手代と申請手数料等でございます。一時保育の利用料は、町外利用者分でございます。続きまして、衛生費の負担金で、後期高齢者医療制度特別負担金、人間ドック、脳ドックの助成事業等でございます。

それから使用料及び使用手数料で、総務使用料につきましてはほぼ例年のとおりですが、ケーブルテレビ等につきましては電柱の共架等、行政財産は電柱等の使用料でございます。新たに電気自動車急速充電器の使用料、道の駅に設置したその使用料が加わっております。それから、衛生使用料の火葬場等の使用料につきましては例年並みでございます。それから、農林水産の使用料につきましてもほぼ例年並みでございます。それから、商工使用料の地域間交流拠点施設利用料、これは直営に移行したことによる新たにそこに加わるものでございます。それから土木使用料は、住宅使用料です。徴収率を95.98%で見込んで5,413万4,000円としております。滞納繰り越し分につきましては、徴収率20%で見込んで140万円となっております。それから、19ページの教育使用料、これは説明欄に記載のとおりでございます。下の蔵木のグラウンドゴルフ場の使用料と、真田グラウンドの使用料は新規でございます。

それから手数料です。総務手数料につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。戸籍住民基本台帳手数料の通知カードの手数料と、個人番号カードの手数料、番号制度の導入により

まして新規でございます。かわりに住民基本台帳カードの手数料が廃止となっております。それから衛生手数料につきましては、これも説明欄に記載のとおりでございます。

それから20ページは、国庫支出金です。民生費の国庫負担金ですが、保健基盤安定事業は保険者支援分の2分の1。特別障がい者手当は手当の4分の3。障がい者自立支援医療費は医療費助成の2分の1。障がい者自立支援給付等負担金は給付の2分の1。生活困窮者自立支援負担金は4分の3と、就労準備支援事業については3分の2。介護保険所得者保険料軽減負担金が2分の1です。それから、児童手当は被用者は45分の37、非被用者は6分の4。児童扶養手当は3分の1。母子生活支援入所措置は2分の1。保育給付費は運営費から徴収金を引いて2分の1です。それから生活保護費は居住地（ ）の4分の3でございます。それから衛生費の負担金、未熟児養育医療事業は2分の1でございます。

21ページの民生費国庫補助金です。地域福祉増進事業は小地域ネットワーク活用事業に対するもので2分の1。障がい程度区分事業費は自立支援介護給付事業で2分の1。地域生活支援事業費補助金は2分の1。臨時福祉給付金の交付金は10分の10。事務費の交付金も10分の10。低所得者の高齢者向けの給付金、事務費交付金、給付費交付金ともに10分の10。それから、低所得者障がい遺族者年金受給者向けの事務費交付金、給付費交付金それぞれ10分の10でございます。それから、児童福祉費の国庫補助金、子ども・子育て支援対策推進事業費補助金は、保育の質の向上のための研修事業に対して2分の1。地域子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ事業に対して3分の1。婚姻による新生活支援事業費は4分の3。生活保護費の国庫補助金で生活保護適正実施推進事業費と補助金、これにつきましては4分の3、2分の1同でございます。

それから、衛生費の国庫補助金、環境型社会形成推進交付金、合併浄化槽設置費12基分で3分の1で149万2,000円、がん検診の補助金は検診費事務費の2分の1。

それから、土木費の国庫補助金で道路橋梁費、国庫補助金で社会資本整備総合交付金は、道路改良3路線、橋梁点検、除雪、橋梁補修等に充当します。1億6,607万3,000円でございます。

それから、住宅費の国庫補助金は社会資本整備総合交付金、沢田団地の実施設計、木造耐震化診断、耐震保守、それから家賃低廉化事業、とびのこ山団地の設計、管理と建設、それから長寿命化計画の更新等に5,148万6,000円でございます。

それから、教育費の国庫補助金で、特別支援教育就学補助金は2分の1。理科教育は2分の1。へき地児童は基準額の2分の1。それから中学校の国庫補助金、と同様でございます。

それから22ページの、総務費の委託金はこれは20万9,000円、例年のとおりです。国民年金事務費、特別扶養手当事務費も同様です。

それから県負担金です。県支出金の県負担金。民生費の県負担金は、国民健康保険基盤安定事業は保険料軽減分の4分の3。保険者支援分4分の1。障がい者自立医療費は医療費助成の4分の1。障がい者自立給付負担金は4分の1。後期高齢者医療保険基盤安定事業は4分の3。介護保険低所得者保険料軽減負担は4分の1。それから、児童手当は被用者児童手当45分の4。非被用者児童手当が6分の1。それから、母子生活支援入所措置費は14万2,000円、保険給付は徴収金を引いて4分の1。生活保護の保護費は4分の1。それから、衛生費負担金で未熟児養育医療助成は4分の1。地籍調査の事業は4分の3でございます。

それから23ページで県補助金です。

生活バス路線確保対策事業費は、税込控除後の3分の1で、なおかつ調整率を73.64%見込んで推計をしております。太陽光発電事業は太陽光が20件、バイオマスが10件。電源立地地域対策交付金が定額で440万円、石油貯蔵施設立地対策等補助金は前年並みの355万1,000円でございます。

それから、民生費の県補助金で老人クラブは基準額の3分の2。介護保険サービス等利用者負担は4分の3。福祉医療費は高額医療費の収入を引いて2分の1。地域生活支援事業費補助金は4分の1。高等技能等補助金は4分の3、難聴児童給付金事業は2分の1。医療介護総合等促進基金の補助金は、訪問看護ステーション事業で4分の3。児童福祉費の県補助金で、第3子以降の保育料軽減が2分の1。地域子ども子育て支援事業は放課後子ども放課後児童クラブの事業で3分の1。しまねすくすく子育て支援事業は10分の10。結婚・子育て交付金は2分の1です。

衛生費の補助金で、乳児医療費は高額医療費返還を除いた医療費の2分の1。健康増進事業は基準額の3分の2。産科医療等確保支援事業3分の1。自死対策緊急事業補助金は、10分の10。

それから、農林水産業費の補助金です。農業委員会交付金は、これはあの金額が定まっておりますので、県からの通知等によって188万8,000円計上しております。それから、直接支払い交付金は4分の3。需給調整円滑化交付金は10分の10。経営所得安定化事業は10分の10。環境保全型農業、4分の3。新農林水産がんばる事業は、地域提案ソフトは2分の1、その他は3分の1。それから半農半X支援事業は月額12万円で、夫婦は1.5倍をしてその2分の1。青年就農給付金は150万円が4名。夫婦はそれに1.5倍をしましてそれが1組。10分の10でございます。農業基盤整備補助金は国が55%、県が15%で合わせて70%分の277万2,000円でございます。機構集積協力金は10分の10。多面的機能補助金は4分の3。機構集積支援事業は10分の10。県単農地集積事業10分の10でございます。

それから、24ページのしまね型仕事創生事業補助金は3分の2。

林業費の県補助金で、森林整備地域活動支援事業、国が2分の1、県が4分の1で合わせて

4分の3でございます。森林環境活動保全事業は40%。新農林水産振興がんばる地域応援事業は、750円の515.5平米分でございます。ふるさと森再生事業は10分の10。合板・製材生産性強化対策事業費は搬出間伐は定額補助、作業と開発は単価2,000円の800メートル分でございます。

それから、商工費の県補助金は、地域商業等支援事業で小売店舗の持続化支援事業が3件分、移動販売支援事業が2件分それぞれ4分の1で310万円でございます。

それから、教育費の補助金は、いじめ対応支援事業は「HYPER Q—Uテスト」2回分、93,000円でございます。

それから、社会教育費の補助金は、子ども・子育て協働プロジェクトが3分の2。ふるさと教育は10分の10。それから、しまね市町村総合交付金は実績に基づいてそれぞれ推計をした金額が、その説明欄に記載のとおりでございます。下水道の交付金は988万1,000円でございます。

25ページ、県の委託金で総務費の委託金は自衛官募集。「フォトしまね」の配付、定額の委託金でございます。県民税徴収取り扱い費は832万5,000円。選挙事務は参議院選挙10分の10。統計調査も10分の10。民生費の社会福祉費委託金もそれぞれその金額です。県道除雪費は、県道の除雪に伴う県からの委託費で250万円。河川浄化は2分の1で500万円。それから、教育費の委託金はソーシャルワーカー事業100万円。図書館の支援事業委託金が司書分が3分の2、176万円。中学校の図書館も同様でございます、102万円。

26ページの財産収入です。土地建物貸し付け収入は、町有地の貸し付けによる収入が284万5,000円。それから、消防住宅の貸し付けは、住宅の貸し付け収入276万円。教員住宅の貸し付け収入が440万4,000円。それから、利子及び配当金は、基金の利子に係るものでございます。それから、26ページ下のところから、財産の売り払い収入ということで、不動産売り払い収入で、流木の売り払い収入が292万7,000円ありますが、分収林の売り払いに伴うものでございます。

それから27ページ、寄附金の指定寄附金300万円ですが、ふるさと応援寄附、ふるさと納税でございます。それから、特別会計の繰入金、小水力発電会計からの繰入金1,400万円、説明したとおりでございます。

それから、基金の繰入金で財政調整基金の繰入金は、財源不足に伴う繰り入れが、2億1,556万7,000円でございます。ふるさと創生基金は、総合戦略に基づく事業に充当するための2億円でございます。それから、ふるさと応援基金の繰入金は、ふるさと納税の積み立てた分でございますが、子どもとおとしりを大切にする事業、ブックスタート事業に45万5,000円、いきいき健康高齢者の表彰事業に11万円、文化を大切にする事業として陰陽神

楽競演大会に16万円、資源と環境を大切にすること、環境教育に9万円、それぞれ充当して81万5,000円を取り崩すものでございます。

それから28ページ、地域福祉基金の繰入金につきましては、六日市病院の緊急支援分1億円でございます。それから、まちづくり基金の繰入金は保育料の無償化が3,010万円。放課後児童クラブの無償化が360万円。学校給食費の無償化が2,410万円、合わせて5,780万円でございます。

繰越金が1,000円。延滞金が20万円。預金利子が4万円。貸付金元利収入で、社会福祉士等修学資金の貸付金の収入が324万7,000円。滞納分が69万5,000円、29ページでございます。

それから、衛生費の貸付金収入ということで、石州会からの貸付金収入ということ、これは以前に貸し付けた分の償還分の2,389万7,000円。毎年返してもらっている分の28年度分でございます。

それから、農林水産事業貸付金収入で、農地有効利用支援貸付金収入75万8,000円。エポックかきのきむらに貸し付けました短期貸付金の収入が1,200万円。小規模企業育成資金の預託金元利収入による605万5,000円でございます。

住宅事業収入につきましては、公社造林受託収入が319万2,000円、事業費と同額でございます。

雑入です。弁償金につきましては1,000円、項目立てでございます。それから雑入で、福祉医療の高額医療費分が269万4,000円、乳幼児医療の高額医療費分が10万円。

30ページのところで、検診負担金が269万8,000円。消防団の退職報償金、これはあの全部基金から補填されますので、10分の10ですから500万円。それから、福祉共済の事務費が2万円。福祉共済の配当金が8万円。

それから雑入としまして、ほぼ例年のとおりなんですが、主なものだけ申し上げます。

まず、消防防災研修センター維持管理費負担金、790万7,000円。これは、柿木の防災センターの外壁、屋根改修工事に伴う益田広域からの負担金でございます。790万7,000円。それからその3つ下、コミュニティ助成。これは、消防団員の安全靴の購入にかかるもので100万円でございます。町有財産の移転補償費、これは立河内地区の簡水工事、下水道工事、柿木のバスの待合所等の移転補償にかかる2,131万1,000円でございます。それからずっと飛びまして、31ページ、下から4つ目ですかね、協働のまちづくり事業助成金、これは県の振興協会からいただきますが、文化振興事業に対する補助金、10分の10、200万円でございます。それから一番下の研修会参加負担金132万円ですが、これは防災士の資格の研修の町外受講者分でございます。先程言いましたように、町内の方は無料ですが町外の方は負担金をい

ただくということで、町外受講者分の132万円でございます。

続きまして町債です。過疎債は、右側の説明欄に記載のとおりでございます。若干補足をしますと、上から4つ、益田広域消防の負担金は救急車の購入に伴う負担金に充てる340万円でございます。それから学校施設整備は、六日市中学校の校舎の改修と吉賀中学校の下水道の接続、朝倉小学校の体育館の改修に充てます。消防車両は積載車の購入費です。その3つ下、過疎地域自立促進特別事業は、過疎ソフト分で、これはいろんな事業に当たっておりますので、また歳出のところで見ていただけたらと思います。それからその3つ下、高速情報通信基盤整備事業、これは誘致企業にフレッツ光の線を架設する事業に対するものに充当するものでございます。

32ページに行ってくださいまして、合併特例債は彫刻の道整備事業と町道広石線の改良工事にそれぞれ充当して4,540万円でございます。公営住宅建設事業は、沢田団地ととびのこ山団地の整備に係るものでございます。それから緊急防災・減災事業債は、島根県の防災無線の改修工事の負担金に充当します、650万円でございます。臨時財政対策債は、見込み額で1億3,067万8,000円と見込んでおるところでございます。

以上で、予算の説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

お疲れと思いますので、質疑については保留します。

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をして、以上で、本日の日程は終了しましたので、本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時51分散会
